

第 16 回

都政改革本部会議

情報公開の取組について

〔参考資料〕

参考資料 目次

	ページ
1 情報公開制度の見直し	・・・ 3
(1) 総括表	・・・ 4
(2) 東京都情報公開条例の一部を改正する条例(平成 29 年 6 月 14 日東京都公報)	・・・ 6
(3) 「公文書情報提供サービス」の開始について	・・・ 11
(4) 「公文書情報公開システム(仮称)」の構築について	・・・ 12
2 広報の見直し	・・・ 13
(1) 東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン	・・・ 14
(2) 各局等のホームページの改善状況(平成 30 年 3 月 31 日現在)	・・・ 20
3 広聴の見直し	・・・ 28
(1) 各局等「都民の声」公表事例件数(平成 29 年度受付分)	・・・ 29
4 各種会議体の情報公開	・・・ 30
(1) 総括表	・・・ 31
(2) 附属機関等会議・議事録公開状況一覧表(平成 30 年 4 月 1 日現在)	・・・ 33
(3) 附属機関等会議非公開理由一覧表(平成 30 年 4 月 1 日現在)	・・・ 38
(4) 附属機関等議事録非公開理由一覧表(平成 30 年 4 月 1 日現在)	・・・ 43
(5) 附属機関等要旨公開状況一覧表(平成 30 年 4 月 1 日現在)	・・・ 47
(6) 附属機関等ホームページ	・・・ 48
5 公益通報制度の拡充	・・・ 61
(1) 総括表	・・・ 62
(2) 公益通報の処理に関する要綱	・・・ 64
(3) 東京都コンプライアンス推進委員会設置要綱	・・・ 70
6 自律的な取組	・・・ 75
(1) 適正な公文書管理	・・・ 76
(2) 公金支出情報の公開	・・・ 77
(3) 公金支出情報の公開について(平成 29 年 9 月 1 日報道発表資料)	・・・ 78

1 情報公開制度の見直し

テーマ

情報公開制度の見直し

制度概要

(1) 制度趣旨

東京都が都政に関し都民に説明する責務を全うするようにし、都民の理解と批判の下に公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めるのに資する。

(情報公開条例第1条)

(2) 公文書の開示義務

各局等は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に、当該公文書を開示しなければならない。(情報公開条例7条)

[非開示情報]

- ①法令秘情報、②個人情報、③事業活動情報、④犯罪の予防・捜査等情報、
- ⑤審議、検討又は協議に関する情報、⑥行政運営情報、⑦任意提供情報 ほか

従前の取組及び課題

(1) 情報公開推進の各種取組

- ・非開示判断の厳格化（平成28年10月各局宛て通知）
- ・非開示理由等の公表（ホームページで公文書の開示状況、非開示理由等を公表）
- ・公文書開示制度に寄らない情報公開（複数回請求があった公文書の公表等）

(2) 手数料における都の現状

- ・閲覧手数料 10円(枚) 但し1件名あたり上限100円
- ・写しの交付 モノクロ20円(枚)、カラー100円(枚)

【参考：国内の状況（他道府県、国）】

- ・閲覧手数料については、東京都、和歌山県、香川県、国以外は徴収していない。
- ・写しの交付については、東京都以外の道府県及び国は1枚10円となっている。

取組内容・取組成果

1 実施日及び取組内容

以下の3項目について取組を行った。

- (1) 都政情報のアクセシビリティ向上に向けて「東京都情報公開条例」を改正
- (2) ICTを活用して公文書データを無料提供する新たな取組を開始
- (3) ニーズの高い情報について、開示請求を待たずに公開する仕組みを検討

実施日	取組内容
平成29年 4月27日	(第8回都政改革本部で取組状況報告)
平成29年 5月30日	(第9回都政改革本部で取組状況報告)

平成 29 年 6 月 7 日	都議会平成 29 年第 2 回東京都議会定例会で東京都情報公開条例の一部を改正する条例案等が可決
平成 29 年 7 月 1 日	改正東京都情報公開条例等施行
平成 29 年 10 月 30 日	公文書情報提供サービスを開始
平成 30 年 3 月 29 日	都議会平成 30 年第 1 回東京都議会定例会で公文書情報公開システム（仮称）の予算が可決

2 取組成果

(1) 開示手数料の見直し

- ・ 閲覧手数料の廃止
- ・ 写しの交付手数料の減額
モノクロ 1 枚 20 円 ⇒ 10 円 カラー 1 枚 100 円 ⇒ 20 円

(2) 公文書情報提供サービスの開始

- ・ インターネットを通じて都民からの依頼を受けた公文書情報を電子データで無料提供する「公文書情報提供サービス」を新たに開始。
サービス開始（H29. 10. 30）以降 H30. 3. 31 までの依頼件数は 483 件

今後の取組

公文書情報公開システム（仮称）の構築

- ・ ICT を活用し、開示請求や情報提供依頼が多い公文書について、請求・依頼を待つことなく積極的に公開する新たなプラットフォームを構築
- ・ 工事設計書を初めとする都民ニーズの高い公文書をデータベース化することで、容易に検索・取得が可能。

東京都公報

発行
東京都

目次

50

条 例

- 東京都情報公開条例の一部を改正する条例……………(生活文化局)……………三
- 東京都個人情報保護の保護に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………四
- 東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………五
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例……………(同)……………六
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都教育委員会)……………六
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………(同)……………八
- 東京都営住宅条例の一部を改正する条例……………(都市整備局)……………八
- 東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例……………(福祉保健局)……………八
- 東京都港湾管理条例の一部を改正する条例……………(港湾局)……………八
- 東京都無電柱化推進条例……………(建設局)……………九
- 都道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例……………(同)……………二
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………(東京都公安委員会)……………二
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………(東京消防庁)……………二

条例のあらまし

●東京都情報公開条例の一部を改正する条例(条例第四九号)

- 一 情報公開を推進し、都政の透明性をより一層高めるため、公文書の開示手数料の額を改定するほか、規定を整備します。
- (一) 公文書の開示請求者に係る制限を廃止します。
- (二) 公文書の開示手数料の額を改定します。
 - ア 閲覧(視聴)手数料を廃止します。
 - イ 写しの交付手数料を改定します。
- (例) 文書、図画及び写真
 - (単色刷り) 二〇円 ↓ 一〇円
 - (多色刷り) 一〇〇円 ↓ 二〇円
- (三) 複数回開示請求を受けてその都度開示した情報を積極的に公表します。
- (四) 情報提供施策の拡充に当たっては、情報通信の技術を積極的に活用するものとし、
- 二 この条例は、平成二九年七月一日から施行します。

●東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例(条例第五〇号)

- 一 東京都情報公開条例(平成二一年東京都条例第五号)の改正に伴い、保有個人情報開示に係る手数料の額を改定するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二九年七月一日から施行します。

●東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(条例第五一号)

- 一 東京都情報公開条例(平成二一年東京都条例第五号)の改正に伴い、保有特定個人情報の開示に係る手数料の額を改定するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、平成二九年七月一日から施行します。

●特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(条例第五二号)

- 一 東京都情報公開条例(平成二一年東京都条例第五号)の改正を踏まえ、特定非営利活動法人の事業報告書等の謄写に係る手数料の額を改定します。

二 この条例は、平成二九年七月一日から施行します。

●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第五三号)

- 一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(平成二九年政令第五八号)の施行等を踏まえ、補償基礎額の扶養加算額及び介護補償の限度額を改定します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都立学校設置条例の一部を改正する条例(条例第五四号)

- 一 東京都立城北特別支援学校及び東京都立水元特別支援学校の位置を改めます。
- 二 この条例は、平成二九年九月一日から施行します。

●東京都営住宅条例の一部を改正する条例(条例第五五号)

- 一 子育て世帯に対する支援の拡大を図るため、特に居住の安定を図る必要がある使用者の範囲を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第五六号)

- 一 女性福祉資金貸付事業の充実を図るため、事業開始資金等について貸付限度額を引き上げます。
- (例) 事業開始資金の貸付限度額
二、八三〇、〇〇〇円 ↓ 二、八五〇、〇〇〇円
- 二 この条例は、公布の日から施行し、平成二九年四月一日から適用します。

●東京都港湾管理条例の一部を改正する条例(条例第五七号)

- 一 東京都無電柱化推進条例(平成二九年東京都条例第五八号)の制定を踏まえ、臨港道路の占用の制限に係る規定を改めます。

二 この条例は、平成二九年九月一日から施行します。

●東京都無電柱化推進条例(条例第五八号)

- 一 都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保及び良好な都市景観の創出を図るため、無電柱化の推進に関して必要な事項を定めます。
- (一) 無電柱化の推進について、基本理念を定めます。
- (二) 無電柱化の推進について、都及び関係事業者の責務等を定めます。
- (三) 東京都無電柱化計画の策定について定めます。
- (四) 無電柱化に関する広報、啓発等の実施について定めます。
- (五) 道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置の実施について定めます。
- 二 この条例は、平成二九年九月一日から施行します。

●都道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

- 一 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成二九年内閣府・国土交通省令第一号)の施行に伴い、規定を整備します。
- 二 この条例は、公布の日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第六〇号)

- 一 警視庁八王子警察署の位置を改めます。
- 八王子市元横山町二丁目四番一三号 ↓ 八王子市元本郷町三丁目一九番一三号
- 二 この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において東京都公安委員会規則で定める日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第六一号)

- 一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令

(平成二十九年政令第五七号)の施行に伴い、補償基礎額の扶養加算額を改定するほか、規定を整備します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

条 例

東京都情報公開条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十九号

東京都情報公開条例の一部を改正する条例

東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示」を「第二章 公文書の開示」に、「第三節 公文書の任意的な開示(第三十三条)」を「第三節 削除」に改める。

「第二章 公文書の開示及び公文書の任意的な開示」を「第二章 公文書の開示」に改める。

第五条中「次に掲げるものは」を「何人も」に改め、同条各号を削る。

第六条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とする。

第十七条第一項中「同じ。」が「」の下に「前条第一項の規定により」を、「開示を」の下に「写しの交付の方法により」を加え、同条第二項中「おいた」を「置いた」に、「みなして別表に定める開示手数料を徴収する」を「みなす」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、開示請求者が公文書の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、別表に定める開示手数料を徴収する。

第十七条の二第二項中「地方独立行政法人が」の下に「第十六条第一項の規定により」を、「開示を」の下に「写しの交付の方法により」を加え、同条第二項及び第三項

中「の手数料」を「の開示手数料」に改める。

第十八条第二項中「又は」を「若しくは」に、「については、」を「又はインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報(以下「インターネットによる公表情報等」という。）」と同一の情報が記載された公文書については、当該」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、実施機関は、当該公文書の開示を請求しようとするものに対して、当該公文書を開覧し、若しくは貸出しを受け、又はインターネットによる公表情報等を閲覧するために必要となる情報を提供するものとする。

第二章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第三十三条 削除

第三十五条第二項中「を公表するよう努める」を「において開示した情報を積極的に公表する」に改める。

第三十六条第一項中「報道機関への積極的な情報提供及び自主的広報手段」を「都民に対する自主的広報、都民の需要を踏まえた情報提供及び報道機関への情報提供」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の情報提供施策の拡充に当たっては、その時々々の都民生活における情報化の進展状況を勘案しつつ、情報通信の技術を積極的に活用するものとする。

第三十九条第五項中「七人」を「八人」に改める。

第四十条第二項及び第三項を削る。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第十七条関係)

公文書の種類		開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し(単色刷り)	一枚につき 十円	写しの交付 のとき。
	写し(多色刷り)	一枚につき 二十円	写しの交付 のとき。
スキャナにより読み取ってできた			写しの交付

別表備考一及び備考二を削り、同表備考三を同表備考一とし、同表備考四を同表備考二とし、同表備考五中「並びに」を「及び」に改め、「視聴及び」を削り、「開示の方法及び」を「開示手数料の」に、「開示手数料」を「写しの交付に係る費用」に改め、同表備考五を同表備考三とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都情報公開条例(以下「旧条例」といふ。)第五条の規定により現にされている公文書の開示の請求のうち、旧条例第十一条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の東京都情報公開条例の規定を適用する。

電磁的記録	ビデオテープ	複製したビデオテープ一巻につき 二百九十円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複製した録音テープ一巻につき 百五十円	写しの交付のとき。
フィルム	マイクロフィルム	印刷物として出力したもの(単色刷り)一枚につき 十円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの(多色刷り)一枚につき 二十円	写しの交付のとき。
		複製した光ディスク一枚につき 百円	写しの交付のとき。
		複製したフロッピーディスク一枚につき 百円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの(単色刷り)一枚につき 十円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの(多色刷り)一枚につき 二十円	写しの交付のとき。

公文書の種類	文書、図画及び写真	開示手数料の金額	徴収時期
		写し(単色刷り)一枚につき 十円	写しの交付のとき。
フィルム	マイクロフィルム	印刷物として出力したもの(単色刷り)一枚につき 十円	写しの交付のとき。
		印刷物として出力したもの(多色刷り)一枚につき 二十円	写しの交付のとき。
電磁的記録	ビデオテープ	複製したビデオテープ一巻につき 二百九十円	写しの交付のとき。
	録音テープ	複製した録音テープ一巻につき 百五十円	写しの交付のとき。

●東京都条例第五十号

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都個人情報保護に関する条例(平成二年東京都条例第百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「(開示手数料)」に改める。

第二十二条の二第二項及び第三項中「の手数料」を「の開示手数料」に改める。

第二十四条の二第一項中「(以下「審査会」といふ。)」を削る。

別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第二十二条関係)

東京都個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

別表備考三中「掲げる」の下に「開示手数料の」を加え、「開示手数料」を「写しの交付に係る費用」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都個人情報保護に関する条例(以下「旧条例」という。)第十二条の規定により現にされている保有個人情報の開示の請求のうち、旧条例第十四条の規定による処分のなされていないものについては、この条例による改正後の東京都個人情報保護に関する条例の規定を適用する。

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十九年六月十四日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十一号

東京都特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東京都特定個人情報の保護に関する条例(平成二十七年東京都条例第四百十一号)の一部を次のように改正する。

その他の電磁的記録 (パーソナルコンピュータで作成されたものに限り。)	印刷物として出力したもの(単色印刷)一枚につき 十円	写しの交付のとき。
印刷物として出力したもの(多色印刷)一枚につき 二十円	複製したフロッピーディスク一枚につき 百円	写しの交付のとき。
複製した光ディスク(日本工業規格X〇六〇六及びX六二八一又はX六二四一に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限り。)一枚につき 百円		写しの交付のとき。

第二条第十五項中「規定する情報照会者」の下に「(以下「情報照会者」という。)」を、「及び情報提供者」の下に「(以下「情報提供者」という。)」を加える。

第十八条第一項中「(法別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。))をいう。以下同じ。)」を削る。

第十九条第一項第一号中「(法別表第二の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。))をいう。以下同じ。)」を削る。

第四十五条の見出しを「(開示手数料)」に改める。

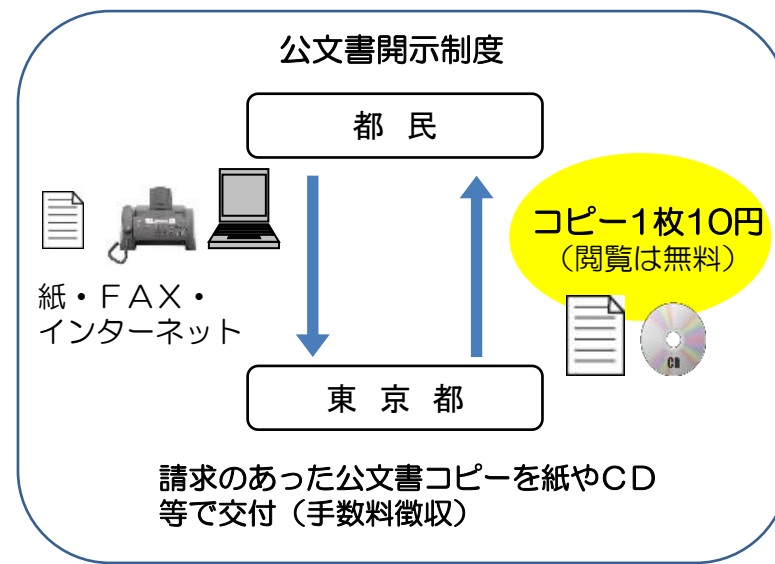
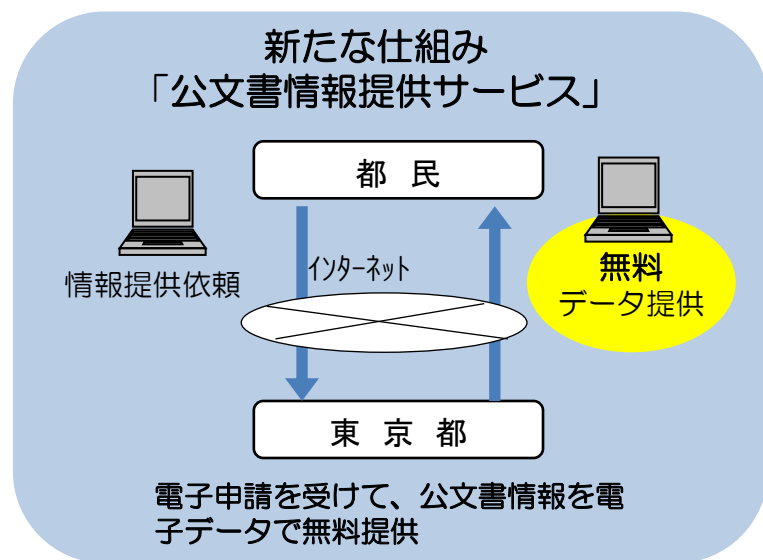
別表備考以外の部分を次のように改める。

別表(第四十五条関係)

公文書の種類	開示手数料の金額		徴収時期
	写し(単色印刷)一枚につき	写し(多色印刷)一枚につき	
文書、図画及び写真	十円	二十円	写しの交付のとき。
	十円	二十円	写しの交付のとき。
フィルム	十円	二十円	写しの交付のとき。
	十円	二十円	写しの交付のとき。
電磁的記録	十円	二十円	写しの交付のとき。
	十円	二十円	写しの交付のとき。
マイクروفイルム	十円	二十円	写しの交付のとき。
	十円	二十円	写しの交付のとき。
ビデオテープ	二百九十円	二百九十円	写しの交付のとき。
	二百九十円	二百九十円	写しの交付のとき。
録音テープ	百五十円	百五十円	写しの交付のとき。
	百五十円	百五十円	写しの交付のとき。
その他の電磁的記録 (パーソナルコンピュータで作成されたものに限り。)	十円	二十円	写しの交付のとき。
	十円	二十円	写しの交付のとき。

「公文書情報提供サービス」の開始について

- コンセプト 情報公開条例に定める行政処分としての公文書開示制度に加え、**既存の電子申請システムを活用した新たな情報公開の仕組み**
- 名 称 公文書情報提供サービス（行政処分ではない任意のサービス）
- 開始日 平成29年10月30日（月）から（平成30年3月31日までの受付件数：483件）
- 対象情報 知事部局、公営企業、行政委員会（公安委員会、警視庁、東京消防庁、都が設立した地方独立行政法人、議会局を除く）が保有している**公文書情報で公文書開示の対象と同じもの**
- 手数料 電子データで提供のため、**手数料はなし**
- 入手方法 インターネットを通じて情報提供依頼を受け、都は**2週間以内を目途**にシステムサーバーに公文書情報の電子データをアップロード。**通知をメールで受けた依頼者は当該電子データをダウンロード**



「公文書情報公開システム（仮称）」の構築について

1 これまでの経緯

（１）条例改正

平成29年7月1日に情報公開条例を改正（条例17条、18条、35条、36条）

- ①閲覧手数料無料化及び写しの交付手数料減額
- ②情報提供におけるICT活用
- ③行政情報の積極的な公表

（２）「公文書情報提供サービス」の開始

②の具体的な取組として、平成29年10月30日からインターネットを通じて都民から提供依頼を受けた公文書情報を電子データで無料提供する「公文書情報提供サービス」を開始

2 「公文書情報公開システム（仮称）」の構築

（１）目的

開示請求や情報提供依頼が多い公文書データICTを活用して積極的に公開するための新たなプラットフォーム（新システム）を構築する。

（２）システムの概要

- ①各局が保有する公文書のうち、ニーズの高い公文書データをシステムにアップロードし、データベース化
- ②都民等がウェブサイトからシステムにアクセスし、キーワードや部署名などから公文書を簡単に検索し、欲しい公文書データを即座に取得可能

（３）公開予定の公文書

- ①開示請求、情報提供依頼件数の多い公文書 例）工事設計書
- ②都民情報ルームで配架している公文書 例）附属機関の答申書
- ③上記以外で、公表することが望ましい公文書

2 広報の見直し

東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン

平成 29 年 12 月

東京都公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）は、都の施策などの都政情報の提供や都民との情報共有を行うための重要な手段となっている。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、国内外に東京の魅力を発信する媒体として、公式ホームページの重要性は今後ますます高まっていく。

ウェブアクセシビリティの向上に関しては、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」（以下「統一基準」という。）が定められているが、このたび、更に、公式ホームページとしての統一感を持たせ、都民への発信力の一層の向上を図るため、「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」（以下「デザインガイドライン」という。）を策定する。

第1 デザインガイドラインの対象範囲

- 1 原則として、都が次に掲げるウェブコンテンツにより提供する情報及びサービス全てとする。
 - (1) 公式ホームページ（多言語対応しているものを含む。）
 - (2) 公式ホームページのスマートフォン向けサイト（多言語対応しているものを含む。）
- 2 1にかかわらず、次のいずれかの理由によりデザインを統一することによるメリットが少ないと認められるものは、対象外とすることができる。
 - (1) ヘッダー等のデザインを統一することで、ホームページ全体のイメージが壊れ、訴求力が低下するおそれがある。
 - (2) 特定の対象者をターゲットとしたホームページで、閲覧者の属性等に合わせたデザインを採用している。
 - (3) 特定分野の情報の提供のみにとどまる、公開期間が限定的である等、ホームページの機能が限定されている（降雨情報、各種データベース、一時的に掲載する告知ページ等）。

第2 ホームページ全体のデザインの方向性

公式ホームページは、発信したい情報を明確にするとともに、閲覧者が必要な情報に容易にアクセスできるようにするため、次の(1)から(5)までに留意して作成・改修を行う。

- (1) 各局事業の特性に応じて、情報を効果的に発信する。
- (2) スライド機能、画像サイズの使い分け等により、情報の優先度を明確にする。
- (3) トップページは随時更新し、古い情報は別ページに移すなどして、最新情報を簡潔に提供する。
- (4) 文字の羅列を避け、画像の活用等による視覚的な情報発信を工夫する。
- (5) 必要に応じて、フローチャート等の閲覧者が必要な情報を探しやすい手法を併用する。

第3 デザインの詳細

1 全体

- (1) パソコン表示におけるサイトの横幅は、1,000ピクセル程度とする。ただし、トップページのメインビジュアル画像の部分は、1,000ピクセルを超えることができるものとするが、この場合においては、サイトの横幅を超えた当該画像の両端には、コンテンツ及びテキストを配置しない。
- (2) レスポンシブウェブデザイン等の活用により、スマートフォン、タブレット等に対応する。
- (3) 背景色は白色とする。サイトデザインに使用する色数は、5色程度の基本色及びその類似色とし、シンプルな色使いとする（画像、グラフ等を除く。）。
- (4) 見出し及びリンク表示（青色又は紫色のテキスト表示に下線を引いたもの）を除き、テキストの部分的なカラー表示は避ける。
- (5) CSSにおけるテキストのフォントファミリーは、ヒラギノ角ゴ、メイリオ、MS-Pゴシック

ク又は sans-serif を基本とする。

2 ヘッダー

- (1) 別紙設定表（以下「設定表」という。）に基づいたデザインを基本とする。設定表に記載のないリンク等を設定する場合は、設定表に記載されている素材に準じたデザインとする。
- (2) ヘッダー左側に配置する局名等のロゴタイプの表示は、原則として、次のアからウまでによるものとする。

ア フォント

「東京都基本デザインマニュアル（平成元年策定）」の規定にかかわらず、ゴナD又はメイリオを用いる。

イ 大きさ

パソコン表示において、原則として、和文は24ポイント、英文は14ポイントとする。ただし、英文フォントと和文フォントとの横幅を合わせる場合は、この限りではない。

ウ 形式

画像として作成し、alt に局名等を指定する。

- (3) パソコン表示において、ヘッダー右側に、統一基準第3 2 (4)ア(イ)により掲載するもののうち、「サイト内検索機能」及び「都庁総合ホームページへのリンク」を配置する。その他のリンクは、各局の状況に合わせ、可能な限り設定表に準じたデザイン及び配置で掲載する。
- (4) パソコン表示において、ヘッダーのリンクにおけるドロップダウンメニュー表示は、原則として行わない。
- (5) 多言語へのリンクを掲載する場合は、ドロップダウンメニュー表示は行わず、リンク先のページに言語選択のリンクを配置する。ただし、1言語のみを提供する場合は、この限りでない。
- (6) 色合い変更へのリンクを掲載する場合は、ドロップダウンメニュー表示は行わず、リンク先のページに色合い選択のリンクを配置する。ただし、1種類の色合いのみを提供する場合は、この限りでない。

3 グローバルナビゲーション

- (1) 設定表に基づいたデザインを基本とし、ナビゲーションの数は、5ないし9程度とする。
- (2) パソコン表示において、ドロップダウンメニュー表示及び画面スクロール時の固定表示は、原則として行わない。
- (3) ナビゲーションの表示はテキストのみとし、トップページ以外のピクトグラムは、原則として使用しない。

4 フッター

- (1) 設定表に基づいたデザインを基本とする。設定表に記載のないリンク等を設定する場合

は、設定表に記載されている素材に準じたデザインとする。

(2) フッター1

ア 下部（設定表の「フッター1」の欄の「①濃紺」とする部分）の中央に、統一基準第3 4により掲載する事項を配置する。

イ 中央部（設定表の「フッター1」の欄の「②紺色」とする部分）の中央に、統一基準第3 5(1)により掲載する事項へのテキストリンクを配置する。

ウ 上部（設定表の「フッター1」の欄の「③グレー」とする部分）の中央に、Twitter及び東京動画のバナーを配置する。Facebook 又は Instagram のバナーを掲載する場合は、設定表に準じた配置とする。

(3) フッター2

ア コンテンツへのリンク及びスライドバナーは、各局の状況に応じて掲載する。コンテンツへのリンク若しくはスライドバナーのいずれかを掲載し、又はそれらのいずれも掲載しないこともできるものとする。また、コンテンツへのリンクの数は最大8とし、スライドバナーの同時表示数は最大4とする。

イ ナビゲーションごとに、掲載するコンテンツへのリンク又はスライドバナーを変更することもできる。

ウ フッター2を掲載しない場合は、「ページの先頭へ戻る」のリンクは、フッター1の上部に配置する。

5 スマートフォン表示

次の(1)から(3)までに定める事項を除き、原則として、パソコン表示のレスポンス対応とする。

(1) ヘッダー

ア ヘッダー右側に「メニューアイコン」を、その下部に「サイト内検索機能」を配置する。

イ 「メニューアイコン」には、(2)に定める事項を格納する。また、ナビゲーションは、トップページに表示することもできるものとする。

(2) スマートフォン版メニュー

ア グローバルナビゲーションは、第3 3の規定に準じて掲載する。

イ メニュー展開時にグローバルナビゲーション上部に置くリンクは、多言語、色合い変更、音声読み上げ等、当該スマートフォン表示に係る公式ホームページと同等の内容を表すリンクとする。

ウ 「都庁総合ホームページへのリンク」はグローバルナビゲーション下部左側に、「サイトマップ」を掲載する場合はグローバルナビゲーション下部右側に配置する。また、外部関連ホームページ等へのリンク等を掲載する場合は、「都庁総合ホームページへのリンク」等より下部に配置する。

(3) フッター

フッターは、第3 4の規定に準じて掲載する。ただし、フッター1の下部にパソコン表示へのリンクを配置し、また、フッター2のスライドバナーの同時表示数は、最大2とする。

○各局等のホームページの改善状況

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
1	政策企画局		○		○		
2	青少年・治安対策本部		○		○		
3	東京都若者社会参加応援事業		○			○	
4	東京都若者総合相談センター (H28年度まで:東京都若者総合相談若ナビ)		○		○		
5	東京都ひきこもりサポートネット		○			○	
6	こどものネット・ケータイのトラブル相談【こたエール】		○			○	
7	大東京防犯ネットワーク		○		○		
8	STOP! JKビジネス			○	○		
9	自転車にはヘルメットを			○	○		
10	総務局		○		○		
11	Tokyoふしぎ祭(サイ)エンス		○		○		
12	総務部企画計理課		○		○		
13	東京都尖閣諸島ホームページ		○		○		
14	東京⇄夕張 自治体間連携モデル事業		○		○		
15	首都大連携ポータルサイト		○				○
16	行政改革推進部		○		○		
17	行政部振興企画課		○		○		
18	多摩の魅力発信プロジェクト特設ホームページ			○	○		
19	公文書館		○		○		
20	三宅支庁		○				○
21	小笠原支庁		○			○	
22	情報通信企画部		○		○		
23	人権部		○		○		
24	ヒューマンライツ・フェスタ東京2017		○		○		
25	人事部		○		○		
26	職員研修ガイド		○		○		
27	東京都職員採用			○	○		
28	総合防災部		○		○		

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
29	大島支庁		○		○		
30	統計部		○				○
31	八丈支庁		○				○
32	復興支援対策部		○				○
33	総務部文書課		○				○
34	総務部法務課		○		○		
35	コンプライアンス推進部		○		○		
36	公益通報		○				○
37	行革 都政改革担当		○		○		
38	東京都例規集データベース			○			○
39	東京都公報ホームページ			○			○
40	財務局		○		○		
41	東京都電子調達システム			○	○		
42	都債IR情報		○			○	
43	都庁見学のご案内			○	○		
44	主税局	○			○		
45	生活文化局		○		○		
46	東京くらしWEB		○		○		
47	NPO法人情報提供システム		○			○	
48	東京ライフ・ワーク・バランス		○		○		
49	外国人おもてなし語学ボランティア		○		○		
50	東京ウィメンズプラザ		○		○		
51	#ちよいボラ		○		○		
52	広報広聴部(都庁総合HP)	○			○		
53	東京動画		○		○		
54	東京都女性活躍推進ポータル サイト		○		○		
55	オリンピック・パラリンピック準備局		○		○		
56	東京 事前キャンプガイド ~for2020		○		○		
57	スポーツTokyoインフォメーション		○		○		

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
58	東京ボランティアナビ-東京2020大会に向けた ボランティアウェブサイト		○		○		
59	東京2020オリンピック・パラリンピック フラッグツアー		○		○		
60	NO LIMITS CHALLENGE		○		○		
61	TEAM BEYOND TOKYO パラスポーツプロジェクト公式サイト		○		○		
62	東京都ラグビー情報		○		○		
63	都市整備局		○			○	
64	都市計画情報等インターネット提供サービス		○				○
65	宅地建物取引業者免許情報提供サービス		○		○		
66	東京都耐震ポータルサイト		○			○	
67	建物における液状化対策ポータルサイト		○				○
68	東京都マンションポータルサイト		○				○
69	環境局	○			○		
70	東京都環境学習総合ポータルサイト 「TOKYO環境学習ひろば」		○		○		
71	花と緑の東京募金		○		○		
72	ECO-TOPプログラム		○		○		
73	気をつけて！危険な外来生物		○		○		
74	産業廃棄物処理業者情報の検索		○			○	
75	産業廃棄物に係る報告・公表制度		○			○	
76	中小規模事業所を対象とした 「地球温暖化対策報告書制度」		○		○		
77	(大気汚染地図情報(速報値))		○				○
78	自動車環境管理計画書制度		○				○
79	建築物環境計画書制度・マンション環境性能表示・ マンション環境性能表示・省エネルギー性能 評価書・地域におけるエネルギー有効利用に 関する制度		○		○		
80	Tokyo水素エネルギーポータル サイト		○		○		
81	中小企業者向け「省エネ促進税制 対象機器」		○		○		
82	福祉保健局	○			○		
83	福祉保健局採用職種ナビ		○				○
84	指導監査部指導調整課 社会福祉法人・施設・在宅サービス事業者情報		○		○		
85	医療政策部医療政策課 知って安心暮らしの中の医療情報ナビ		○		○		

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
86	医療政策部医療政策課 東京都医療機関情報システム		○		○		
87	医療政策部医療政策課 東京都こども医療ガイド		○		○		
88	東京都における医療機能ごとの病床の現状		○				○
89	保健政策部疾病対策課 ほっとけないぞ！CKD慢性腎臓病		○		○		
90	難病相談・支援センター		○				○
91	東京都ころといのちのほっとナビ～ここナビ～		○		○		
92	保健政策部健康推進課 とうきょう健康ステーション		○		○		
93	生活福祉部地域福祉推進課 福祉のまちづくり基準適合施設検索システム		○				○
94	生活福祉部地域福祉推進課 福祉のまちづくり功労者一覧		○				○
95	東京ホームタウンプロジェクト			○	○		
96	高齢社会対策部在宅支援課 とうきょう認知症ナビ			○	○		
97	高齢社会対策部在宅支援課 高齢者虐待防止と権利擁護			○	○		
98	少子社会対策部家庭支援課 東京OSEKKAI化計画		○		○		
99	少子社会対策部家庭支援課 乳幼児期の事故防止学習ソフト		○				○
100	障害者施策推進部計画課 助け合いのしるし ヘルプマーク		○		○		
101	障害者施策推進部計画課 ハートシティ東京		○		○		
102	障害者施策推進部計画課 東京都障害者サービス情報		○				○
103	健康安全部食品監視課 食品衛生の窓		○		○		
104	東京都健康安全研究センター 健康食品ナビ		○				○
105	健康安全部薬務課 みんなで知ろう危険ドラッグ		○		○		
106	東京都健康安全研究センター とうきょう花粉ネット		○				○
107	東京都健康安全研究センター 環境放射線測定結果		○				○
108	東京都感染症情報センター		○				○
109	東京都健康安全研究センター 感染症発生動向調査		○				○
110	東京都健康安全研究センター		○				○
111	健康安全部感染症対策課 ふぉー・てぃー うえぶ		○		○		
112	健康安全部感染症対策課 Words of Love～Let's talk about HIV/AIDS～		○		○		
113	健康安全部感染症対策課 東京都南新宿検査・相談室		○		○		
114	健康安全部感染症対策課 東京都HIV検査情報Web		○		○		

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
115	健康安全部感染症対策課 TOP-HAT FORUM東京HIV/エイズ談話室		○				○
116	障害者施策推進部地域生活支援課 KURUMIRU～自主製品魅力発信プロジェクト～		○		○		
117	少子社会対策部計画課 子育て応援とうきょうパスポート運営サイト		○		○		
118	保健政策部 健康推進課 「TOKYO WALKING MAP」		○		○		
119	健康安全部感染症対策課 新型インフルエンザ情報サイト		○		○		
120	健康安全部環境保健衛生課 東京都アレルギー情報navi.		○		○		
121	動物愛護相談センター ワンニャンとうきょう		○				○
122	東京都福祉人材情報バンクシステム ふくむすび		○		○		
123	少子社会対策部保育支援課 こぼる「とうきょう子供・子育て施設ポータル」		○		○		
124	病院経営本部		○		○		
125	東京都医師アカデミー		○			○	
126	東京都看護アカデミー		○		○		
127	東京都立広尾病院		○		○		
128	東京都立大塚病院		○		○		
129	がん・感染症センター都立駒込病院		○		○		
130	東京都立墨東病院		○		○		
131	東京都多摩総合医療センター		○		○		
132	東京都立神経病院		○		○		
133	小児総合医療センター		○				○
134	東京都立 松沢病院		○		○		
135	産業労働局		○		○		
136	東京コンテンツインキュベーションセンター			○	○		
137	東京都医工連携HUB機構			○	○		
138	青山スタートアップアクセラレーションセンター			○	○		
139	東京都の創業・新事業創出支援施策			○			○
140	次世代アントレプレナー育成プログラム			○	○		
141	東京都創業NET		○		○		
142	エンジェル税制			○	○		
143	X-HUB TOKYO			○	○		

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
144	TMAN			○	○		
145	TMAN(Tokyo Metropolitan Aviation Network) -WEB-site 英語			○	○		
146	メディア活用販路開拓支援事業			○	○		
147	Buy TOKYO推進活動支援事業ホームページ			○	○		
148	東京の伝統工芸品			○		○	
149	産業立地ナビTOKYO			○	○		
150	東京都立皮革技術センター		○				○
151	東京ロケーションボックス		○			○	
152	フィルムコミッションポータル			○			○
153	TAMASHIMA.tokyo			○	○		
154	クラウドファンディングを活用した資金調達支援			○	○		
155	FREE Wi-Fi & TOKYO			○	○		
156	EAT東京 多言語メニュー作成支援ウェブサイト			○	○		
157	EAT東京 「外国語メニュー」がある飲食店検索サイト			○	○		
158	観光部振興課地域振興担当 東京観光バリアフリー情報ガイド			○	○		
159	東京都農業振興事務所			○			○
160	森林事務所			○			○
161	東京都島しょ農林水産総合センター			○		○	
162	農林水産部食料安全課 都民のための生産情報提供事業			○			○
163	農林水産部水産課 ぎょしょくのへや			○			○
164	農林水産部食料安全課 東京地域特産品認証食品ホームページ			○	○		
165	農林水産部食料安全課 とつきょう特産食材使用店ホームページ		○				○
166	農林水産部食料安全課 東京島じまん食材使用店			○		○	
167	農林水産部食料安全課 エコ農産物認証制度ホームページ			○			○
168	農林水産部森林課 東京の木・森のしごと			○	○		
169	TOKYOはたらくネット			○	○		
170	TOKYOしごとGUIDE			○	○		
171	雇用就業部就業推進課 きづくインターンシップ			○	○		
172	雇用就業部就業推進課 東京で働こう～TOKYO CAREER GUIDE～			○	○		

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
173	雇用就業部就業推進課 東京カインシャッケン伝！			○	○		
174	労働法ミー猫とつばさのまなびネット			○	○		
175	労働者派遣講座			○	○		
176	労働相談情報センター 働くあなたのメンタルヘルス			○	○		
177	知らないと損する労働法			○	○		
178	パート労働ナビゲーション			○	○		
179	女性の活躍推進人材育成事業			○	○		
180	東京都 介護と仕事の両立支援サイト			○	○		
181	東京都中小企業雇用環境整備推進事業 雇用環境整備に関する研修会 申込サイト			○	○		
182	ワークライフバランス推進企業ナビ			○			○
183	雇用就業部 労働環境課 働き方改革推進担当 TOKYO働き方改革宣言企業 生産性向上支援コンサルティング			○	○		
184	TOKYO働き方改革宣言企業ウェブサイト			○	○		
185	雇用就業部就業推進課 レディGO!Project			○	○		
186	東京マイスター			○	○		
187	アニメ産業の国際展開推進事業ウェブサイト		○		○		
188	第34回伝統的工芸品月間国民会議全国大会			○	○		
189	東京都企業立地相談センターサイト			○	○		
190	TOKYOイチオシナビ			○	○		
191	中央卸売市場		○		○		
192	建設局		○		○		
193	東京都水防災総合情報システム			○		○	
194	港湾局		○				○
195	会計管理局		○		○		
196	東京消防庁		○			○	
197	交通局		○		○		
198	都バス運行情報サービス		○		○		
199	水道局		○		○		
200	下水道局	○			○		
201	下水道台帳	○					○

No	各局等ホームページ (平成30年3月31日時点)	「東京都公式ホームページデザインに係るガイドライン」 への対応予定			スマートフォン・タブレット端末への対応予定		
		対応済	今後対応予定・ 検討中	対応予定なし・ 未定	対応済	今後対応予定	対応予定なし・ 未定
202	東京アメッシュ			○	○		
203	教育委員会[教育庁]	○			○		
204	東京都オリンピック・パラリンピック教育		○		○		
205	東京都特別支援教育推進室		○		○		
206	東京都生涯学習情報		○		○		
207	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト		○		○		
208	東京都子供読書活動推進計画 未来を支える読書		○				○
209	東京都公立学校教員採用案内「東京の先生になろう」		○		○		
210	東京都教職員研修センター		○		○		
211	次世代リーダー育成道場		○				○
212	東京都教育相談センター		○		○		
213	都立図書館ホームページ	○			○		
214	東京都多摩教育事務所		○				○
215	文化財めぐり		○				○
216	東京都文化財情報データベース		○				○
217	Tokyo Portal for International Education (国際教育・東京ポータル)		○		○		
218	考えよう！いじめ・SNS@Tokyo		○		○		
219	東京ベーシック・ドリル(電子版)		○				○
220	区市町村立図書館新聞雑誌総合目録	○			○		
221	選挙管理委員会	○			○		
222	人事委員会		○		○		
223	監査委員[監査事務局]	○			○		
224	労働委員会		○		○		
225	収用委員会		○		○		

3 広聴の見直し

各局等「都民の声」公表事例件数(平成29年度受付分)

平成30年5月17日現在

No.	局名等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	公表事例等
1	政策企画局	1	2	1	0	0	2	1	0	2	0	2	0	11	「歴代都知事の任期と名前」「2020年に向けた実行プラン策定経緯」
2	青少年・治安対策本部	6	6	5	5	4	4	4	4	5	4	4	3	54	「ひきこもりサポートネット」「若ナビα」「自転車安全利用条例」「安全安心まちづくり条例」
3	総務局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	11	「東京防災」「都庁の仕事」「人権週間行事がよかった」
4	財務局	2	1	1	2	2	1	2	1	2	0	1	1	16	「都民による事業提案制度」「入札契約制度改革」「都庁舎内のトイレ」
5	主税局	2	3	2	2	3	2	2	3	3	2	2	2	28	「納税通知書」「中学生の『税についての作文』」「職員の丁寧な対応」
6	生活文化局	7	10	10	3	5	6	8	9	5	6	7	3	79	「広報東京都」「架空請求」「Tokyo Tokyo Festival」「私立高校の実質無償化」
7	オリンピック・パラリンピック準備局	6	8	7	7	6	6	6	5	4	4	5	4	68	「PR用バッジ」「TEAM BEYOND」「小型電子機器の回収」「東京2020の開催時期」
8	都市整備局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	「都営住宅」「屋外広告物」「駐車場の設置規定」
9	環境局	1	2	2	2	1	2	0	1	2	3	2	0	18	「野鳥保護」「フロン排出抑制」「アスベスト抑制」「保全地域の管理」
10	福祉保健局	0	1	1	2	0	1	1	2	0	2	2	1	13	「動物殺処分ゼロ」「ヘルプマーク」「特定不妊治療費、検査費助成」
11	病院経営本部	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36	「医師、職員、委託業者の待遇」「待ち時間」「病棟設備」「医師へ感謝」
12	産業労働局	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	「経営相談窓口」「多摩産材の利用拡大」「中小企業向けサイバーセキュリティ対策の極意」
13	中央卸売市場	2	2	4	2	3	3	1	1	1	1	1	1	22	「豊洲市場の安全性」「豊洲市場の追加工事」「都民見学会」
14	建設局	2	1	6	2	2	2	4	7	6	3	2	2	39	「都立公園の看板」「上野公園の花見客」「赤ちゃんパンダ」「職員の対応」
15	港湾局	3	5	7	5	4	4	3	2	1	2	1	1	38	「お台場海浜公園のイベント騒音」「葛西海浜公園の漂着ゴミ」「大井ふ頭の渋滞対策」
16	会計管理局	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	「東京都の払込用紙」「公金支出情報の公開」
17	東京消防庁	2	2	2	2	2	3	2	3	3	2	2	1	26	「防火・防災管理講習の申請」「消防隊に感謝」「救急搬送」「救急隊に感謝」
18	交通局	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	144	「ホームドアの設置予定」「遺失物対応に感謝」「遅延防止対策」「乗務員等にお礼」
19	水道局	5	6	7	7	8	8	7	7	7	8	7	7	84	「東京水道マイネット」「夜間工事」「東京水道あんしん診断」「安全な水ありがとう」
20	下水道局	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36	「マンホール」「東京アメッシュ」「道路雪かきに感謝」「ビル、雨水ますの臭気」
21	教育庁	2	5	2	2	2	2	2	2	2	2	6	2	31	「都立高の騒音」「公立小の標準服」「都立高の入学式日程」「職員、教員の対応」
22	選管事務局	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	「立候補者一覧に定数の記載を」
23	人事委員会事務局	0	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	7	「キャリア活用選考」「職員採用試験」「職員の資質」「職員の期末・勤勉手当」
24	監査事務局	1	1	1	1	1	1	0	1	0	1	0	0	8	「住民監査請求の対象」「定例監査の結果」「住民監査請求の電子申請」
25	労働委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
26	収用委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		63	78	80	66	65	69	65	70	65	60	65	50	796	⇒総合窓口公表分(4～3月分248件)と合わせて 全庁公表件数1,044件

4 各種会議体の情報公開

テーマ

各種会議体の情報公開

制度概要

- 概要
 - ・ 地方自治法に基づく審議会等の附属機関及びこれに類似する懇談会等の情報公開について、以下のとおり規定
- 情報公開の取扱い
 - ・ 附属機関等設置運営要綱、同取扱通知で規定
〔要綱〕 会議、議事録は原則公開
〔通知〕 議事録は全文又は要旨（審議過程が分かるもの）を公開

従前の取組及び課題

- 会議・議事録ともに非公開割合が約3割
 - ・ 他道府県と比較し、会議・議事録の非公開割合が高い
〔会議の非公開割合〕 他自治体 30.6% ⇔ 都 (H28.4) 33.9%
 - ・ 議事録を公開している場合でも、取扱通知で認める議事録要旨の公開にとどまっている例も散見（約3割）
- 審議会等の運営情報に容易にアクセスできない状況
 - ・ 会議の開催情報等の多くが各局・機関のホームページにおいて、個別に公表されており、分かりにくい状況
 - ・ 他自治体においては、各審議会情報を集約するなど情報へのアクセスのしやすさの点から先進的な事例もあり、改善が必要

取組内容・取組成果

1 実施日及び取組内容

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成28年 | 他道府県へ「附属機関等の情報公開に関する調査」を実施 |
| 9月上旬 | 各局等へ「附属機関等の情報公開に関する調査」を実施 |
| 9月上旬
～中旬 | 各局等において、調査回答の作成とあわせて自己点検を実施 |
| 9月中旬 | 附属機関等の運営情報の公表について、他道府県等のホームページを調査 |
| 10月3日 | 附属機関等設置運営要綱の取扱い（通知）を改正
〔改正内容〕 |

議事録は原則として全文を会議開催後速やかに公開すること 等

10月7日 総務局人事部ホームページにおいて、「附属機関等の運営に関する基本事項」「会議開催スケジュール」の公表を開始

10月末 「情報公開ポータルサイト」が開設（生活文化局）
「情報公開ポータルサイト」からも「附属機関等の運営に関する基本事項」「会議開催スケジュール」にアクセスできるよう連携を開始

平成29年 附属機関等設置運営要綱の取扱い（通知）を改正

3月31日 [改正内容]

委員名簿を原則公開することを明記 等

2 取組成果

○ 会議の公開を拡大【平成28年10月から実施】

- ・ 公開状況について、改めてチェックリストによる自己点検を平成28年9月に実施
- ・ 自己点検で、非公開としていた会議について、非公開の理由や運営方法を精査し、公開の可否を再検討した結果、同年10月から公開の割合が拡大
- ・ 引き続き、会議・議事録の情報公開を推進
[会議の非公開割合] 33.9% (H28.4) ⇒ 25.0% (H28.10) ⇒ 18.7% (H30.4)
[議事録の非公開割合] 29.6% (H28.4) ⇒ 18.4% (H28.10) ⇒ 14.5% (H30.4)

○ 議事録の公開方法を見直し【平成28年10月から実施】

- ・ 取扱通知を改正し、議事録を「原則全文公開」へと見直し
- ・ 議事録非公開の場合でも、会議の概要等を公表するよう努める

○ 附属機関等の運営情報の更なる公表【平成28年10月から実施】

- ・ 機関ごとに、会議の公開の有無、非公開理由等をまとめた「附属機関等の運営に関する基本事項」を公表
- ・ 機関新設の際は、随時「附属機関等の運営に関する基本事項」を公表
- ・ 各機関の会議予定を集約した「会議開催スケジュール」を公表
[附属機関等の運営に関する基本事項の公表] 337機関 (H30.4)
[会議開催スケジュールの公表] 約 1,220件 (H30.4までの合計)

今後の取組

○ 会議・議事録の情報公開

- ・ 毎年度、会議・議事録の公開状況を確認し、自己点検を継続することで、附属機関等の情報公開を推進

○ 運営情報等の公表

- ・ 引き続き、「附属機関等の運営に関する基本事項」及び、「会議開催スケジュール」を公表

附属機関等会議・議事録公開状況等一覧表(平成30年4月1日現在)

番号	局名	機関名称	機関種別	会議 公開区分	議事録 公開区分
1	政策企画局	東京都高度研究等外部評価委員会	専門家会議	一部非公開	公開
2	政策企画局	東京未来ビジョン懇談会	懇談会	公開	公開
3	政策企画局	超高齢社会における東京のあり方懇談会	懇談会	一部非公開	公開
4	総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	非公開	非公開
5	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会	附属機関	一部非公開	公開
6	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会 公立大学分科会	附属機関	一部非公開	公開
7	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会 試験研究分科会	附属機関	一部非公開	公開
8	総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会 高齢者医療・研究分科会	附属機関	一部非公開	公開
9	総務局	東京都版市場化テスト監理委員会	専門家会議	一部非公開	公開
10	総務局	東京都システム評価委員会	専門家会議	公開	公開
11	総務局	東京都特別職報酬等審議会	附属機関	公開	公開
12	総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	非公開	公開
13	総務局	東京都退職管理委員会	附属機関	非公開	公開
14	総務局	都市町村協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
15	総務局	東京都固定資産評価審議会	附属機関	一部非公開	公開
16	総務局	東京都土地評価協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
17	総務局	東京都防災会議	附属機関	公開	公開
18	総務局	東京都国民保護協議会	附属機関	公開	公開
19	総務局	東京都メディカルコントロール協議会	附属機関	一部非公開	公開
20	総務局	東京都人権施策に関する専門家会議	専門家会議	一部非公開	公開
21	総務局	ICT先進都市・東京のあり方懇談会	懇談会	公開	公開
22	総務局	東京宝島推進委員会	専門家会議	公開	公開
23	総務局	東京都離島振興計画推進会議	連絡調整会議	公開	公開
24	総務局	東京都震災復興検討委員会	連絡調整会議	一部非公開	公開
25	総務局	東京都震災復興検討会議	専門家会議	一部非公開	公開
26	総務局	東京都監理団体経営目標評価制度に係る評価委員会	専門家会議	公開	公開
27	総務局	東京都新型インフルエンザ等対策有識者会議	専門家会議	一部非公開	公開
28	財務局	東京都入札監視委員会	専門家会議	一部非公開	公開
29	財務局	最近の都財政に関する研究会	専門家会議	公開	公開
30	財務局	東京都における財務諸表の活用に関する研究会	専門家会議	公開	公開
31	財務局	工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会	専門家会議	一部非公開	公開
32	財務局	東京都土地収用事業認定審議会	附属機関	非公開	公開
33	財務局	東京都財産価格審議会	附属機関	非公開	公開
34	財務局	東京都地価動向調査委員会	専門家会議	非公開	公開
35	財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	専門家会議	非公開	公開
36	主税局	東京都税制調査会	懇談会	一部非公開	公開
37	生活文化局	東京都情報公開・個人情報保護審議会	附属機関	公開	公開
38	生活文化局	東京都情報公開審査会	附属機関	非公開	公開
39	生活文化局	東京都個人情報保護審査会	附属機関	非公開	公開
40	生活文化局	東京都公益認定等審議会	附属機関	一部非公開	公開
41	生活文化局	多文化共生推進委員会	専門家会議	公開	公開
42	生活文化局	共助社会づくりを進めるための検討会	専門家会議	公開	公開
43	生活文化局	東京都男女平等参画審議会	附属機関	公開	公開
44	生活文化局	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	連絡調整会議	非公開	公開
45	生活文化局	女性も男性も輝くTOKYO会議	連絡調整会議	公開	公開
46	生活文化局	東京都消費生活対策審議会	附属機関	公開	公開
47	生活文化局	東京都多重債務問題対策協議会	専門家会議	公開	公開
48	生活文化局	東京都公衆浴場対策協議会	専門家会議	公開	公開
49	生活文化局	東京都私立学校審議会	附属機関	一部非公開	公開
50	生活文化局	東京都私立学校助成審議会	附属機関	公開	公開
51	生活文化局	東京芸術文化評議会	附属機関	公開	公開
52	生活文化局	東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会	専門家会議	一部非公開	公開
53	生活文化局	東京都写真美術館作品資料収蔵委員会	専門家会議	一部非公開	公開
54	生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	非公開	公開
55	生活文化局	東京都平和の日記念行事企画検討委員会	専門家会議	公開	公開
56	生活文化局	東京都名誉都民選考委員会	専門家会議	一部非公開	公開
57	生活文化局	東京都消費者被害救済委員会	附属機関	一部非公開	公開
58	オリンピック・パラリンピック準備局	東京都スポーツ振興審議会	附属機関	公開	公開
59	オリンピック・パラリンピック準備局	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会	専門家会議	一部非公開	公開
60	オリンピック・パラリンピック準備局	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会輸送連絡調整会議	連絡調整会議	一部非公開	公開

61	都市整備局	東京都国土利用審議会	附属機関	一部非公開	公開
62	都市整備局	東京都都市計画審議会	附属機関	一部非公開	公開
63	都市整備局	東京都土地利用審査会	附属機関	一部非公開	公開
64	都市整備局	東京都景観審議会	附属機関	一部非公開	公開
65	都市整備局	東京都広告物審議会	附属機関	一部非公開	公開
66	都市整備局	築地再開発検討会議	懇談会	公開	公開
67	都市整備局	東京都住宅政策審議会	附属機関	公開	公開
68	都市整備局	マンションの適正管理促進に関する検討会	専門家会議	一部非公開	公開
69	都市整備局	東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
70	都市整備局	東京都総合治水対策協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
71	都市整備局	東京都豪雨対策検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
72	都市整備局	利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議	連絡調整会議	一部非公開	公開
73	都市整備局	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会	専門家会議	一部非公開	公開
74	都市整備局	新宿ターミナル協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
75	都市整備局	「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(仮称)」 専門アドバイザー委員会	専門家会議	非公開	公開
76	都市整備局	東京都開発審査会	附属機関	一部非公開	公開
77	都市整備局	東京都都市復興基本計画検討委員会	専門家会議	公開	公開
78	都市整備局	東京都都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地 再開発審査会	附属機関	非公開	非公開
79	都市整備局	東京都都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発 審査会	附属機関	非公開	非公開
80	都市整備局	東京都都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
81	都市整備局	東京都都市計画事業豊洲土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
82	都市整備局	東京都都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
83	都市整備局	東京都都市計画事業有明北土地区画整理審議会	附属機関	非公開	非公開
84	都市整備局	東京都建築審査会	附属機関	一部非公開	公開
85	都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	非公開	非公開
86	都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	非公開	非公開
87	都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	非公開	非公開
88	都市整備局	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
89	都市整備局	東京都都営住宅高額所得者審査会	附属機関	非公開	非公開
90	都市整備局	東京都防災都市づくり推進計画検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
91	環境局	東京都公害審査会	附属機関	非公開	非公開
92	環境局	東京都環境保全推進委員会	附属機関	公開	公開
93	環境局	東京都環境審議会	附属機関	公開	公開
94	環境局	東京都環境影響評価審議会	附属機関	公開	公開
95	環境局	東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	専門家会議	公開	公開
96	環境局	優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会	専門家会議	一部非公開	公開
97	環境局	東京都地域冷暖房区域指定委員会	専門家会議	公開	公開
98	環境局	東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会	専門家会議	公開	公開
99	環境局	東京都フロン等回収・処理推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
100	環境局	高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議	連絡調整会議	公開	公開
101	環境局	大気中微小粒子状物質検討会	専門家会議	公開	公開
102	環境局	低NOx・低CO2小規模燃焼機器認定委員会	専門家会議	一部非公開	公開
103	環境局	東京都粒子状物質減少装置指定委員会	専門家会議	一部非公開	公開
104	環境局	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策 定協議会	附属機関	公開	公開
105	環境局	土壌汚染対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
106	環境局	東京都自然環境保全審議会	附属機関	公開	公開
107	環境局	地下水対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
108	環境局	屋形船水環境保全対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
109	環境局	東京都廃棄物審議会	附属機関	公開	公開
110	環境局	東京都産業廃棄物対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
111	環境局	東京都産業廃棄物処理施設の審査に係る専門委員会	専門家会議	公開	公開
112	環境局	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に係る専門 的検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
113	環境局	削減義務実施に向けた専門的事項等検討会	専門家会議	公開	公開
114	環境局	大気環境モニタリングに関する検討会	専門家会議	公開	公開
115	環境局	化学物質対策検討会	専門家会議	公開	公開
116	環境局	豊島五丁目団地リスク管理協議会	連絡調整会議	公開	公開
117	環境局	住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議	連絡調整会議	公開	公開
118	環境局	ECO-TOPプログラム認定検討会	専門家会議	公開	公開
119	環境局	東京都特定外来生物(キョン)防除対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
120	環境局	緑のボランティア活動に関する指導者等育成委員会	専門家会議	公開	公開
121	環境局	東京都エダシヤク類防除対策会議	専門家会議	公開	公開
122	環境局	東京都カシノガキケイムシ被害対策会議	専門家会議	公開	公開
123	環境局	行動科学を活用した家庭部門における省エネルギー対策検討会	専門家会議	公開	公開
124	環境局	東京都食品ロス削減パートナーシップ会議	専門家会議	公開	公開
125	環境局	東京エコハウス(仮称)建築・改修に係る誘導策検討会	専門家会議	公開	公開
126	福祉保健局	東京都社会福祉審議会	附属機関	公開	公開
127	福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家会議	非公開	非公開

128	福祉保健局	社会福祉法人専門家会議	専門家会議	非公開	公開
129	福祉保健局	東京都保健医療計画推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
130	福祉保健局	東京都医療審議会	附属機関	公開	公開
131	福祉保健局	東京都特定機能病院連絡協議会	専門家会議	公開	公開
132	福祉保健局	東京都リハビリテーション協議会	専門家会議	公開	公開
133	福祉保健局	東京都糖尿病医療連携推進協議会	専門家会議	公開	公開
134	福祉保健局	東京都脳卒中医療連携協議会	専門家会議	公開	公開
135	福祉保健局	東京都在宅療養推進会議	専門家会議	公開	公開
136	福祉保健局	転院支援情報システム検討会議	専門家会議	公開	公開
137	福祉保健局	東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会	専門家会議	公開	公開
138	福祉保健局	東京都歯科保健対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
139	福祉保健局	東京都がん対策推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
140	福祉保健局	救急医療対策協議会	専門家会議	公開	公開
141	福祉保健局	救急医療機関認定審査会	連絡調整会議	公開	公開
142	福祉保健局	東京都周産期医療協議会	専門家会議	公開	公開
143	福祉保健局	東京都小児医療協議会	専門家会議	公開	公開
144	福祉保健局	東京都災害医療協議会	専門家会議	公開	公開
145	福祉保健局	東京都へき地医療対策協議会	専門家会議	公開	公開
146	福祉保健局	東京都衛生検査所精度管理検討委員会	専門家会議	公開	公開
147	福祉保健局	東京都医療安全推進協議会	専門家会議	一部非公開	公開
148	福祉保健局	東京都死因究明推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
149	福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機関	非公開	非公開
150	福祉保健局	東京都看護師等修学資金選考委員会	附属機関	非公開	非公開
151	福祉保健局	東京都ナースプラザ運営協議会	連絡調整会議	公開	公開
152	福祉保健局	東京都地域医療対策協議会	専門家会議	公開	公開
153	福祉保健局	東京都地域医療支援センター運営委員会	専門家会議	公開	公開
154	福祉保健局	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	専門家会議	公開	公開
155	福祉保健局	西多摩地域保健医療協議会	連絡調整会議	公開	公開
156	福祉保健局	南多摩地域保健医療協議会	連絡調整会議	公開	公開
157	福祉保健局	北多摩西部地域保健医療協議会	連絡調整会議	公開	公開
158	福祉保健局	北多摩南部地域保健医療協議会	連絡調整会議	公開	公開
159	福祉保健局	北多摩北部地域保健医療協議会	連絡調整会議	公開	公開
160	福祉保健局	島しょ地域保健医療協議会	連絡調整会議	公開	公開
161	福祉保健局	自殺総合対策東京会議	専門家会議	公開	公開
162	福祉保健局	東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議	専門家会議	公開	公開
163	福祉保健局	東京都生活習慣病検診管理指導協議会	専門家会議	公開	公開
164	福祉保健局	東京都地域がん登録事業運営委員会	専門家会議	公開	公開
165	福祉保健局	東京都特殊疾病対策協議会	専門家会議	公開	公開
166	福祉保健局	東京都難病患者認定審査会	専門家会議	非公開	非公開
167	福祉保健局	東京都原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会	専門家会議	非公開	非公開
168	福祉保健局	東京都献血推進協議会	専門家会議	公開	公開
169	福祉保健局	東京都ウイルス肝炎対策協議会	専門家会議	公開	公開
170	福祉保健局	東京都指定難病審査会	附属機関	非公開	非公開
171	福祉保健局	東京都国民健康保険審査会	附属機関	非公開	非公開
172	福祉保健局	東京都後期高齢者医療審査会	附属機関	非公開	非公開
173	福祉保健局	東京都福祉のまちづくり推進協議会	附属機関	公開	公開
174	福祉保健局	東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
175	福祉保健局	東京都高齢者保健福祉施策推進委員会	専門家会議	公開	公開
176	福祉保健局	東京都介護保険審査会	附属機関	非公開	非公開
177	福祉保健局	東京都認知症対策推進会議	専門家会議	公開	公開
178	福祉保健局	東京都児童福祉審議会	附属機関	公開	公開
179	福祉保健局	東京都子供・子育て会議	附属機関	公開	公開
180	福祉保健局	東京都小児慢性特定疾病審査会	附属機関	非公開	非公開
181	福祉保健局	東京都母子関係医療費公費負担制度認定審査会	専門家会議	非公開	非公開
182	福祉保健局	東京都母子保健運営協議会	専門家会議	公開	公開
183	福祉保健局	東京都障害者施策推進協議会	附属機関	公開	公開
184	福祉保健局	東京都障害者団体連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
185	福祉保健局	東京都障害者介護給付費等不服審査会	附属機関	非公開	非公開
186	福祉保健局	東京都障害児通所給付費等不服審査会	附属機関	非公開	非公開
187	福祉保健局	東京都障害者就労支援協議会	連絡調整会議	公開	公開
188	福祉保健局	東京都精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	専門家会議	非公開	非公開
189	福祉保健局	東京都地方精神保健福祉審議会	附属機関	公開	公開
190	福祉保健局	精神科救急医療体制整備検討委員会	連絡調整会議	公開	公開
191	福祉保健局	東京都老人性認知症専門病棟調整委員会	専門家会議	非公開	非公開
192	福祉保健局	東京都精神医療審査会	附属機関	非公開	非公開
193	福祉保健局	東京都小児精神障害診査会	専門家会議	非公開	非公開
194	福祉保健局	東京都精神障害者保健福祉手帳等審査会	専門家会議	非公開	非公開
195	福祉保健局	東京都自立支援協議会	連絡調整会議	公開	公開
196	福祉保健局	東京都食品安全審議会	附属機関	公開	公開
197	福祉保健局	東京都麻薬中毒審査会	附属機関	非公開	非公開
198	福祉保健局	東京都薬事審議会	附属機関	公開	公開
199	福祉保健局	医薬分業に関する協議会	連絡調整会議	公開	公開

200	福祉保健局	東京都薬物情報評価委員会	附属機関	非公開	非公開
201	福祉保健局	東京都危険ドラッグ専門調査委員会	専門家会議	非公開	非公開
202	福祉保健局	東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
203	福祉保健局	東京都西多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
204	福祉保健局	東京都南多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
205	福祉保健局	東京都多摩立川保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
206	福祉保健局	東京都多摩府中保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
207	福祉保健局	東京都多摩小平保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	非公開
208	福祉保健局	東京都大気汚染医療費助成検討委員会	専門家会議	公開	公開
209	福祉保健局	東京都環境保健対策専門委員会	専門家会議	公開	公開
210	福祉保健局	東京都生活衛生審議会	附属機関	公開	公開
211	福祉保健局	東京都動物愛護管理審議会	附属機関	公開	公開
212	福祉保健局	東京都動物由来感染症検討会	専門家会議	公開	公開
213	福祉保健局	東京都アレルギー疾患対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
214	福祉保健局	東京都西多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
215	福祉保健局	東京都多摩立川保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
216	福祉保健局	東京都多摩府中保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
217	福祉保健局	東京都多摩小平保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
218	福祉保健局	東京都南多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	非公開
219	福祉保健局	東京都感染症予防医療対策審議会	附属機関	公開	公開
220	福祉保健局	東京都新たな感染症対策委員会	専門家会議	公開	公開
221	福祉保健局	東京都エイズ専門家会議	専門家会議	公開	公開
222	福祉保健局	東京都新型インフルエンザ専門家会議	専門家会議	一部非公開	公開
223	福祉保健局	感染症救急搬送サーベイランス運用委員会	専門家会議	公開	公開
224	福祉保健局	感染症医療体制協議会	専門家会議	一部非公開	公開
225	福祉保健局	一類感染症等対応連絡協議会	連絡調整会議	非公開	公開
226	福祉保健局	東京都蚊媒介感染症対策会議	専門家会議	非公開	公開
227	福祉保健局	東京都食品安全情報評価委員会	附属機関	一部非公開	公開
228	福祉保健局	東京都花粉症対策検討委員会	専門家会議	公開	公開
229	福祉保健局	東京都障害者差別解消支援地域協議会	連絡調整会議	公開	公開
230	福祉保健局	医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会	専門家会議	非公開	非公開
231	福祉保健局	医療情報に関する理解促進委員会	連絡調整会議	公開	公開
232	福祉保健局	東京都DMAT運営協議会	専門家会議	公開	公開
233	福祉保健局	東京都看護人材確保対策会議	専門家会議	公開	公開
234	福祉保健局	東京都国民健康保険運営協議会	附属機関	公開	公開
235	福祉保健局	東京都難病対策地域協議会	連絡調整会議	公開	公開
236	福祉保健局	外国人患者への医療提供体制に関する検討会	専門家会議	公開	公開
237	福祉保健局	東京都医療費適正化計画検討委員会	専門家会議	公開	公開
238	福祉保健局	新生児聴覚検査の推進に向けた検討会	専門家会議	一部非公開	公開
239	福祉保健局	東京都地域福祉支援計画推進委員会	専門家会議	公開	公開
240	福祉保健局	東京都結核対策技術委員会	専門家会議	一部非公開	公開
241	福祉保健局	民生委員・児童委員活動に関する検討委員会	専門家会議	公開	公開
242	産業労働局	東京都中小企業振興対策審議会	附属機関	公開	公開
243	産業労働局	東京の中小企業振興を考える有識者会議	懇談会	公開	公開
244	産業労働局	東京都中小企業調停審議会	附属機関	非公開	非公開
245	産業労働局	東京都大規模小売店舗立地審議会	附属機関	一部非公開	公開
246	産業労働局	東京都伝統工芸品産業振興協議会	懇談会	一部非公開	公開
247	産業労働局	東京都観光事業審議会	附属機関	公開	公開
248	産業労働局	東京の観光振興を考える有識者会議	懇談会	公開	公開
249	産業労働局	東京都信用保証補助審査会	附属機関	一部非公開	公開
250	産業労働局	東京都雇用・就業対策審議会	附属機関	公開	公開
251	産業労働局	東京都農林・漁業振興対策審議会	附属機関	公開	公開
252	産業労働局	東京都農業共済保険審査会	附属機関	一部非公開	公開
253	産業労働局	東京都森林審議会	附属機関	公開	公開
254	産業労働局	東京都総合資金制度融資協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
255	産業労働局	東京都農業振興地域整備促進協議会	連絡調整会議	一部非公開	公開
256	産業労働局	東京ブランド推進会議	専門家会議	公開	公開
257	産業労働局	東京ブランドのあり方検討会	専門家会議	公開	公開
258	産業労働局	江戸東京きらりプロジェクト推進委員会	懇談会	一部非公開	公開
259	建設局	東京都公園審議会	附属機関	一部非公開	公開
260	建設局	東京都水防協議会	附属機関	公開	公開
261	建設局	東京都保管船舶処理委員会	附属機関	一部非公開	公開
262	建設局	隅田川ルネサンス推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
263	建設局	建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議	専門家会議	公開	公開
264	建設局	事業評価委員会	専門家会議	一部非公開	公開
265	建設局	河川整備計画専門委員会	専門家会議	公開	公開
266	建設局	東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会	連絡調整会議	公開	公開
267	港湾局	東京都港湾審議会	附属機関	公開	公開
268	会計管理局	東京都会計基準委員会	専門家会議	一部非公開	公開
269	会計管理局	東京都公金管理アドバイザー会議	専門家会議	一部非公開	公開
270	青少年・治安対策本部	東京都青少年問題協議会	附属機関	公開	公開

271	青少年・治安対策本部	東京都青少年健全育成審議会	附属機関	一部非公開	公開
272	青少年・治安対策本部	「中学生の職場体験」推進協議会	連絡調整会議	公開	公開
273	青少年・治安対策本部	東京子供応援協議会	連絡調整会議	公開	公開
274	青少年・治安対策本部	子供に万引きをさせない連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
275	青少年・治安対策本部	東京都推奨携帯電話端末等検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
276	青少年・治安対策本部	東京都子供・若者支援協議会	附属機関	公開	公開
277	青少年・治安対策本部	東京都安全・安心まちづくり協議会	連絡調整会議	公開	公開
278	青少年・治安対策本部	東京都交通安全対策会議	附属機関	公開	公開
279	青少年・治安対策本部	首都交通対策協議会	連絡調整会議	公開	公開
280	青少年・治安対策本部	飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	公開	公開
281	青少年・治安対策本部	駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	公開	公開
282	青少年・治安対策本部	高齢者交通安全対策推進会議	連絡調整会議	公開	公開
283	青少年・治安対策本部	ハイパースムーズ東京推進会議	連絡調整会議	公開	公開
284	青少年・治安対策本部	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する報告書についての専門家による検証チーム	専門家会議	非公開	非公開
285	病院経営本部	都立病院経営委員会	専門家会議	公開	公開
286	病院経営本部	東京都立病院倫理委員会	専門家会議	公開	公開
287	病院経営本部	都立・公社病院診療データバンク構想検討委員会	専門家会議	公開	公開
288	病院経営本部	都立病院医療安全推進委員会	専門家会議	公開	公開
289	中央卸売市場	東京都卸売市場審議会	附属機関	公開	公開
290	中央卸売市場	東京都中央卸売市場取引業務運営協議会	附属機関	公開	公開
291	中央卸売市場	新市場建設協議会	連絡調整会議	公開	公開
292	中央卸売市場	委託手数料届出事項調査委員会	専門家会議	一部非公開	公開
293	中央卸売市場	土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会	連絡調整会議	公開	公開
294	中央卸売市場	豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議	専門家会議	公開	公開
295	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会	専門家会議	非公開	非公開
296	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会	専門家会議	非公開	非公開
297	教育庁	東京都産業教育審議会	附属機関	公開	公開
298	教育庁	東京都特別支援教育就学支援委員会	専門家会議	一部非公開	公開
299	教育庁	東京都教科用図書選定審議会	附属機関	公開	公開
300	教育庁	東京都学校保健審議会	附属機関	公開	公開
301	教育庁	東京都生涯学習審議会	附属機関	公開	公開
302	教育庁	東京都文化財保護審議会	附属機関	一部非公開	公開
303	教育庁	東京都立図書館協議会	附属機関	公開	公開
304	教育庁	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会	附属機関	一部非公開	公開
305	教育庁	東京都いじめ問題対策連絡協議会	連絡調整会議	公開	公開
306	水道局	東京都水道局事業評価委員会	専門家会議	公開	公開
307	水道局	東京都水道局資金運用管理委員会	専門家会議	一部非公開	公開
308	水道局	東京都水道局民有林購入基準検討委員会	専門家会議	一部非公開	公開
309	水道局	東京都水道事業運営戦略検討会議	専門家会議	公開	公開
310	下水道局	東京都下水道局アドバイザーボード	専門家会議	公開	公開
311	下水道局	新技術委員会	専門家会議	一部非公開	公開
312	東京消防庁	火災予防審議会	附属機関	公開	公開
313	東京消防庁	千代田区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
314	東京消防庁	中央区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
315	東京消防庁	港区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
316	東京消防庁	品川区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
317	東京消防庁	大田区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
318	東京消防庁	目黒区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
319	東京消防庁	世田谷区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
320	東京消防庁	渋谷区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
321	東京消防庁	新宿区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
322	東京消防庁	中野区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
323	東京消防庁	杉並区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
324	東京消防庁	文京区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
325	東京消防庁	豊島区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
326	東京消防庁	北区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
327	東京消防庁	板橋区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
328	東京消防庁	練馬区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
329	東京消防庁	台東区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
330	東京消防庁	荒川区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
331	東京消防庁	足立区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
332	東京消防庁	墨田区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
333	東京消防庁	江東区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
334	東京消防庁	葛飾区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
335	東京消防庁	江戸川区消防団運営委員会	附属機関	公開	公開
336	東京消防庁	東京消防庁救急業務懇話会	専門家会議	公開	公開
337	東京消防庁	東京都住宅防火対策推進協議会	専門家会議	公開	公開

附属機関等会議非公開理由一覧表（平成30年4月1日現在）

番号	局名	機関名称	機関種別	会議 公開区分	設置目的	会議非公開理由	具体的な会議非公開理由
1	総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	非公開	行政処分等にかかる審査請求について、審査庁である知事から諮問を受けて、審判員が行った審査手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などをチェックして答申する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係）	本審査会は、審査請求の事案について審議するため、具体的な個人名、個人的な状況、企業名、行政処分に至るまでの経緯や処分理由等が審議資料に記載されていることから、情報保護には細心の注意が必要であり公開に適していない（行政不服審査法施行条例第10条の規定により非公開と定めているほか、同条例第5条第6項にて委員に守秘義務を課している。）。そのため、会議を非公開としている。
2	総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	非公開	非常勤職員公務災害補償に関する決定に対する不服審査	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本審査会は、非常勤職員公務災害補償に関する決定に対しての不服審査を行なうものである。会議の内容が職員個人の公務災害の内容を審査するものであり、個人のプライバシーの保護、公正な行政執行の確保の観点から、非公開としている。
3	総務局	東京都退職管理委員会	附属機関	非公開	職員の再就職の公正性を確保するため、営利企業等からの求めに応じた人材情報提供や利害関係企業等への求職活動の承認、適材推薦団体の選定等について審議する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係）	本審査会では、営利企業等からの求めに応じた人材情報提供や、職員の利害関係企業等への求職活動について個別に審議を行っている。審議では個人の氏名・住所・再就職先での報酬額などを取り扱うため、個人のプライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。また、営利企業等からの求人内容に関連して、当該営利企業等の今後の事業展開をはじめ、一般に公開していない情報を取り扱うケースも存在するため、企業・団体等の秘密保護の観点からも会議を非公開としている。
4	財務局	東京都土地収用事業認定審議会	附属機関	非公開	土地収用法第20条に基づき東京都が事業の認定を行うに当たり、第三者機関の意見を聴くことにより公正性及び透明性等の向上を図る	①法令秘（情報公開条例第7条第1号関係） ②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係） ⑥その他（自由な意見交換の阻害）	・東京都土地収用事業認定審議会条例第7条第5項において、「公開しない」旨規定されているため ・取り扱う情報に個人情報が含まれており、個人のプライバシーを保護する必要があるため ・本審査会は、特定個人の財産権等に対する制約などの影響を生じ、利害が錯綜する案件について審議するものであり、その情報の取扱には特段の配慮が必要であるため ・委員の率直な意見の交換、意思決定の中立的判断を損ねないようにするため
5	財務局	東京都財産価格審議会	附属機関	非公開	東京都の公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係） ⑥その他（自由な意見交換の阻害）	・取引事例地に関する情報は個人情報に該当するため ・取引事例地に係る法人の事業運営上の情報を含むため ・本審査会は、公有財産の管理及び処分並びに財産の取得及び借入れに関し、適正な価格及び料金を評定するため、答申価格等が公開されることは、財産の管理及び処分等の業務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため ・特定の委員の発言内容が明らかとなり外部からの干渉、圧力等を受けること等が予想され、委員の率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損ねられるおそれがあるため
6	財務局	東京都地価動向調査委員会	専門家会議	非公開	国土利用計画法施行令第9条に基づき東京都が行う基準地の地価調査事業等の適切な実施に資すること及び東京都の地価動向の適切な把握	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係） ⑥その他（自由な意見交換の阻害）	・地価調査は、取引事例地等の個人情報を取り扱っており、審議において、個人情報に言及する可能性があるため ・地価は定められた公表日まで非公開であり、広く公表する前に公開してしまうと、不当に特定の者が利益を得ることになる恐れがあるため。 ・委員の率直な意見の交換、意思決定の中立的判断を損ねないようにするため
7	財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	専門家会議	非公開	次の事項について調査し、意見を表明する(1)工事成績評定に係る受注者からの苦情申立て(2)設計等委託成績評定に係る受託者からの苦情申立て(3)工事成績評定及び設計等委託成績評定のあり方	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本委員会は工事等成績評定に係る受注者等からの苦情申立て等について専門家の意見を聴取するものであり、苦情申立て企業や個人の情報を取り扱うため、企業の秘密保護及び個人のプライバシー保護の観点から会議を非公開としている。
8	生活文化局	東京都情報公開審査会	附属機関	非公開	公文書の非開示決定等に対する審査請求について審査する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑥その他（条例による非公開規定（同条例第7条第1号から第9号））	情報公開条例第31条により審議は非公開と規定している。 審議の際には、公文書の非開示とした部分等の内容を確認し、決定の妥当性を検討しているため、個人のプライバシー保護等の観点から、会議を非公開としている。
9	生活文化局	東京都個人情報保護審査会	附属機関	非公開	自己の保有個人情報の非開示決定等に対する審査請求について審査する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑥その他（条例による非公開規定（同条例第7条第1号から第9号））	個人情報の保護に関する条例第25条の8により審議は非公開と規定している。 審議の際には、請求者に係る保有個人情報の内容を確認し、決定の妥当性を検討しているため、個人のプライバシー保護等の観点から、会議を非公開としている。
10	生活文化局	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	連絡調整会議	非公開	配偶者暴力対策事業の着実な推進を図り、機関相互の連携を促進するとともに、中長期的な課題について検討する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ④公共安全・秩序の維持に支障（情報公開条例第7条第4号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本会議は、報告・意見交換等が主な内容であるが、被害者支援の方策や民間団体の情報などの個人のプライバシーに係る情報が公開されると、加害者に伝わる可能性があり、被害者・支援者等に危険が及ぶおそれがある。また、配偶者暴力対策の遂行に支障がでるため。
11	生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家会議	非公開	東京都現代美術館の美術資料の収集に必要な事項についての調査検討及び購入・受贈等に伴う価格評価の事務を適正かつ円滑に行うことを目的とする	③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係）	委員会の場で美術作品を取り扱うため、東京都現代美術館の改修工事期間中（平成30年度まで（予定））は、立入りが限られる民間施設において開催する必要があり、セキュリティ上の観点から、開催場所を明らかにできない。
12	都市整備局	「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」専門アドバイザー委員会	専門家会議	非公開	「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針（仮称）」案を、専門家の立場から検討するため。	⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係） ⑥その他（情報公開条例第7条第5号関係）	都市計画道路予定地は、都市計画法により建築制限が課されており、見直しなどの未確定の情報により土地価格や売買に影響を及ぼし、都民の混乱を招く恐れがあるため。

13	都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地再開発審査会	附属機関	非公開	管理処分手続きが公正かつ適正に進められることを担保する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者のプライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。 また、公開の会議の場で事業地区内の限られた権利者の財産に関わる審査を行うことは、不適切な個人情報の取扱いとして、権利者の信頼と協力を損ねる結果を招き、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが懸念されるため、会議を非公開としている。
14	都市整備局	東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発審査会	附属機関	非公開	管理処分手続きが公正かつ適正に進められることを担保する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者個人のプライバシー保護、法人・団体の秘密保護の観点から、会議を非公開としている。 また、公開の会議の場で事業地区内の限られた権利者の財産に関わる審査を行うことは、不適切な個人情報の取扱いとして、権利者の信頼と協力を損ねる結果を招き、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが懸念されるため、会議を非公開としている。
15	都市整備局	東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者のプライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。 また、公開の会議の場で事業地区内の限られた権利者の財産に関わる審査を行うことは、不適切な個人情報の取扱いとして、権利者の信頼と協力を損ねる結果を招き、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが懸念されるため、会議を非公開としている。
16	都市整備局	東京都市計画事業豊洲土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者個人のプライバシー保護、法人・団体の秘密保護の観点から、会議を非公開としている。 また、公開の会議の場で事業地区内の限られた権利者の財産に関わる審査を行うことは、不適切な個人情報の取扱いとして、権利者の信頼と協力を損ねる結果を招き、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが懸念されるため、会議を非公開としている。
17	都市整備局	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者のプライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。 また、公開の会議の場で事業地区内の限られた権利者の財産に関わる審査を行うことは、不適切な個人情報の取扱いとして、権利者の信頼と協力を損ねる結果を招き、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが懸念されるため、会議を非公開としている。
18	都市整備局	東京都市計画事業有明北土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者個人のプライバシー保護、法人・団体の秘密保護の観点から、会議を非公開としている。 また、公開の会議の場で事業地区内の限られた権利者の財産に関わる審査を行うことは、不適切な個人情報の取扱いとして、権利者の信頼と協力を損ねる結果を招き、事業の適正な遂行に支障を及ぼすことが懸念されるため、会議を非公開としている。
19	都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	非公開	建設工事の請負契約における直接の当事者間の紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、あっせん・調停・仲裁により迅速かつ簡便な解決を図る	①法令秘(情報公開条例第7条第1号関係)	建設業法第25条の22の規定により非公開となっているため。
20	都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	非公開	中高層建築物の建築計画に係る紛争の調停に関し、調査審議を行い意見を述べるとともに、知事の諮問に応じて、紛争の予防と調整に関する重要事項について調査審議する	①法令秘(情報公開条例第7条第1号関係)	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条の規定により非公開となっているため。
21	都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	非公開	二級建築士試験及び木造建築士試験の基本方針等について検討する 二級建築士、木造建築士及び建築士事務所の処分等について審査を行う	⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係) ⑥その他(自治体相互間における検討(情報公開条例第7条第5号関係)) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係)	現在、二級建築士試験及び木造建築士試験については、全都道府県が一律の問題で試験を実施しており、採点基準などが公になることにより、他道府県を含め、事務の適正な遂行に支障を及ぼし、傍聴した特定の者にだけ不当に利益を与えることとなる。 建築士を懲戒処分等に処するに当たっては、懲戒事由の審査のほか、個人、企業等の個別事情も含め総合的に審査している。個別事情が公になることにより、個人のプライバシーや企業の権利利益等が侵害される。また、処分庁の調査方法や事実認定方法など懲戒処分に至るまでの過程が公になることにより、他の処分対象者が調査に対する準備機会を得ることとなり、処分逃れを助長するなどのおそれがある。さらに、事前に建築士等に対し、非公開を前提に事情聴取を行っているが、事情聴取内容が公開されることが前提になれば、被処分者が事実を発言しなくなるおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を来す。
22	都市整備局	東京都都営住宅高額所得者審査会	附属機関	非公開	都営住宅に居住する高額所得者に対する明渡請求の公正を期するため設置する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、個人の所得について審査しており、審査にあたっては個人名、勤務先、病気の有無等を取り扱い、高額所得者に認定された者について、世帯ごとに都営住宅の明渡請求の可否を審査するため、個人のプライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
23	環境局	東京都公害審査会	附属機関	非公開	公害に係る紛争について、あっせん、調停、仲裁の制度を設け、その迅速かつ適正な解決を図る	①法令秘(情報公開条例第7条第1号関係)	本審査会は、公害に係る被害についての民事上の紛争について取り扱っている。個人情報を取り扱うため、当事者のプライバシーの保護の観点と、円滑な進行のために、公害紛争処理法第37条で手続きの非公開が定められている。ただし、総会の冒頭部分は公開とする。
24	福祉保健局	社会福祉法人専門家会議	専門家会議	非公開	社会福祉法人の指導等に関すること、その他法人の適正な運営を図るために必要な事項等に関することについて専門的助言を受ける	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係)	本会議は、専ら、法人に対する指導・処分等について審議しており、審議にあたっては、法人の事業活動情報、具体的な不正・不当行為に関する情報などの極めて秘匿性の高い情報を取り扱うため、秘密の保護の観点から、会議を非公開としている。

25	福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家会議	非公開	社会福祉法人(設立予定者を含む)の施設新設又は施設改築に係る施設整備費補助対象事業の妥当性及び補助対象法人の適格性を審査する	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ④個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、補助対象法人としての適格性について審査しており、審査にあたっては、法人の取引情報・施設整備計画、役員等の履歴などの極めて秘匿性の高い情報を取り扱うため、秘密の保護の観点から、会議を非公開としている。
26	福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機関	非公開	准看護師試験の実施に関する事務、准看護師の免許取消及び業務停止に関する意見陳述並びに弁明の聴取	⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、准看護師試験の実施について審議しており、審議にあたっては、試験情報を取り扱う。情報が流出した場合、当該年度の問題構成が明らかになる恐れがあるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、会議を非公開としている。
27	福祉保健局	東京都看護師等修学資金選考委員会	附属機関	非公開	都内の看護師等の養成機関在学者で、将来、都内で看護業務に従事しようとする者に修学資金の貸与を行う際、選考の公正を期すため設置する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本委員会は、専ら、個人への修学資金の貸与について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
28	福祉保健局	東京都難病患者認定審査会	専門家会議	非公開	難病医療費の公費負担対象者を審査するに当たって、専門的見地から意見を述べる	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
29	福祉保健局	東京都原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会	専門家会議	非公開	原子爆弾被爆者の健康管理手当及び医療特別手当等を認定するための審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、原子爆弾被爆者健康管理手当等について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
30	福祉保健局	東京都指定難病審査会	附属機関	非公開	難病法に基づく医療費助成の対象者の非認定に係る審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
31	福祉保健局	東京都国民健康保険審査会	附属機関	非公開	保険給付等に関する処分について被保険者等からの不服申立て(審査請求)がある場合に、法令に基づき審理し、裁決する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
32	福祉保健局	東京都後期高齢者医療審査会	附属機関	非公開	保険給付等に関する処分について被保険者等からの不服申立て(審査請求)がある場合に、法令に基づき審理し、裁決する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
33	福祉保健局	東京都介護保険審査会	附属機関	非公開	保険給付に関する処分(要介護・要支援認定に関する処分を含む)又は保険料その他徴収金に関する処分について、被保険者等からの不服申立てがある場合、処分の違法、不当性の有無を審査し、裁決する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
34	福祉保健局	東京都小児慢性特定疾病審査会	附属機関	非公開	小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請があった場合において、都が支給認定をしないこととするとき、当該事業についての審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
35	福祉保健局	東京都母子関係医療費公費負担制度認定審査会	専門家会議	非公開	母子関係医療費公費負担制度に基づき、認定申請があった者を審査するに当たり、専門的かつ高度な見地から検討を行い、総合的かつ公正に判断する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
36	福祉保健局	東京都障害者介護給付費等不服審査会	附属機関	非公開	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条の審査請求の事件を取り扱う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
37	福祉保健局	東京都障害児通所給付費等不服審査会	附属機関	非公開	児童福祉法第56条の5の5第1項の審査請求の事件を取り扱う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
38	福祉保健局	東京都精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	専門家会議	非公開	社会適応訓練者の決定及び協力事業所の選定、指導方法並びに本事業の運用等について意見を聞く	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の訓練者申込者の適否及び協力事業所との組み合わせ等について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報であるため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
39	福祉保健局	東京都老人性認知症専門病棟調整委員会	専門家会議	非公開	老人性認知症専門病棟入院者で治療期間6か月を超えると予想される患者の処遇の検討や入退院者の医療の要否に関すること、退院後のケアの円滑化のための調整等	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本委員会は、専ら、個々の患者の処遇について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
40	福祉保健局	東京都精神医療審査会	附属機関	非公開	精神障害者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、入院中の患者に係る入院の必要性及び処遇の適正性について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報であるため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。

41	福祉保健局	東京都小児精神障害診査会	専門家会議	非公開	小児精神医療費助成の適否について審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本診査会は、専ら、医療費助成の適否について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
42	福祉保健局	東京都精神障害者保健福祉手帳等審査会	専門家会議	非公開	精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請に関する事項を審査する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費(精神通院)の支給認定について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
43	福祉保健局	東京都麻薬中毒審査会	附属機関	非公開	都道府県知事から麻薬中毒措置入院者の入院継続の適否を求められたとき、それを審査し、同知事に通知する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、個々の患者の入院継続の適否について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
44	福祉保健局	東京都薬物情報評価委員会	附属機関	非公開	薬物の濫用防止ため具体的な方策等を推進することで、都民の健康と安全を守り安心して暮らせる健全な社会の実現を図る	①法令秘(情報公開条例第7条第1号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、薬物情報について審議しており、審議にあたっては薬物に係る情報を取り扱うため、東京都薬物の濫用防止に関する条例で調査の手続きを非公開とすることが明文化されていること及び情報公開すると、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、会議を非公開としている。
45	福祉保健局	東京都危険ドラッグ専門調査委員会	専門家会議	非公開	規制すべき物質としての評価が定まっていない危険ドラッグに対し、専門的な見地から安全性の評価を行う	⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、危険ドラッグの安全性の評価について審議しており、審議にあたっては危険ドラッグに係る情報を取り扱う。情報を公開すると、規制候補物質の特定又は推定につながるなど業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、会議を非公開としている。
46	福祉保健局	東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
47	福祉保健局	東京都西多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
48	福祉保健局	東京都南多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
49	福祉保健局	東京都多摩立川保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
50	福祉保健局	東京都多摩府中保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
51	福祉保健局	東京都多摩小平保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、会議を非公開としている。
52	福祉保健局	東京都西多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
53	福祉保健局	東京都多摩立川保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
54	福祉保健局	東京都多摩府中保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
55	福祉保健局	東京都多摩小平保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
56	福祉保健局	東京都南多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。

57	福祉保健局	一類感染症等対応連絡協議会	連絡調整会議	非公開	関係機関が患者発生時に緊急に連携して対応できるよう、情報共有や対応の方法等を平常時から確認するため	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、一類感染症等への対応について審議しており、審議にあたっては、患者の居住地などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
58	福祉保健局	東京都蚊媒介感染症対策会議	専門家会議	非公開	感染症の専門家、医療機関及び関係行政機関を委員として、蚊媒介感染症対策の検討を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本会議は、専ら、蚊媒介感染症対策について審議しており、審議にあたっては、患者の居住地や行動歴などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱う。また、こうした情報は保健所の調査により入手するものであり、公開することによって今後の保健所が行う調査に支障をきたすなど公正な行政執行の確保に支障が生じる恐れがあるため、会議を非公開としている。
59	福祉保健局	医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会	専門家会議	非公開	医療関係施設、児童福祉施設等の施設・設備等における補助対象事業者の選定に当たって、補助対象事業者の適格性及び事業計画の妥当性について審査する	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、補助対象事業者としての適格性について審査しており、審査にあたっては、事業者の取引情報、施設整備計画、役員等の履歴などの極めて秘匿性の高い情報を取り扱うため、秘密の保護の観点から、会議を非公開としている。
60	産業労働局	東京都中小企業調停審議会	附属機関	非公開	組合協約に関する重要事項の調査審議等	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係)	本審議会は、中小企業が組織した組合と相手方との間で、その組合員の取引条件に係る団体交渉ができないとき、または団体協約の内容について協議が調わないとき、中小企業等協同組合法第9条の2に基づいて審議しており、個別当事者の取引条件や企業の事業活動に関する情報を保護する観点から、会議を非公開としている。
61	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会	専門家会議	非公開	豊洲市場への移転に必要な設備整備等を行っていた事業者が移転延期に伴って生じている具体的な損失に対して適切な補償を行うため補償スキームの検討を行う	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係) ⑥その他(自由な意見交換の確保)	本検討委員会の審議は、法人・個人事業者、関係団体の投資内容や投資金額等の事業活動情報に関するヒアリング結果を踏まえつつ行われるため、会議の公開により当該法人等の事業運営上の地位等が損なわれるおそれや当該個人の財産状況等が明らかになり、個人のプライバシーが害されるおそれがある。 また、本検討委員会は、築地市場の豊洲への移転延期に伴う客観的かつ公正な補償スキームを策定するための審議を行うものであり、会議の公開により委員間の自由な意見交換が阻害されるおそれがあるため非公開としている。
62	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会	専門家会議	非公開	豊洲市場への移転に必要な設備整備等を行っていた市場関係業者が移転延期に伴って生じている具体的な損失に対して、平成29年1月27日付28中管総第1608号により決定された「豊洲市場への移転延期に伴う補償基準」に基づき適切な補償を行うため、専門的見地から補償額の算定等について検討を行う	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査委員会は、個々の補償金交付申請に対して申請者ごとに認定の有無を審査しており、審査に当たっては、当該事業者又は個人の財務状況、借入等に関する情報を取り扱うため、申請者の秘密及びプライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
63	青少年・治安対策本部	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する報告書についての専門家による検証チーム	専門家会議	非公開	平成27年9月の都立校生の自殺事案に係るいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果についての東京都教育委員会からの報告書(平成29年9月25日付け。)に関して、再調査の必要性を検証する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第5号関係)	平成27年9月の都立校生の自殺事案に係るいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果についての東京都教育委員会からの報告書及び遺族からの所見文書等を検証している。検証に当たっては、関係者のプライバシーの保護、中立的な判断の担保等の観点から会議を非公開としている。

附属機関等議事録非公開理由一覧表（平成30年4月1日現在）

番号	局名	機関名称	機関種別	議事録公開区分	設置目的	議事録非公開理由	具体的な議事録非公開理由
1	総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	非公開	行政処分等にかかる審査請求について、審査庁である知事から諮問を受けて、審理員が行った審理手続の適正性や、法令解釈を含めた審査庁の判断の妥当性などをチェックして答申する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係）	本審査会は、個別の不服申立事件に係る行政処分の適法性について審議することを目的としており、審議の過程では、個人のプライバシー又は法人の事業運営上に関わる情報に基づき、委員の間で詳細かつ具体的な議論を行っていく必要がある。このため、不服申立人のプライバシー保護等を十分に図る観点から、議事録を非公開としている。
2	都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工区市街地再開発審査会	附属機関	非公開	管理処分手続が公正かつ適正に進められることを担保する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本審査会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者のプライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。また、会議後に審査内容（個々の権利者の財産内容等）の記録を公開することは、権利者との信頼と協力を損ねる結果につながるとともに、委員の率直な発言に制約等もかかる恐れがあり、ひいては円滑な事業執行の阻害を招くため、議事録を非公開としている。
3	都市整備局	東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発審査会	附属機関	非公開	管理処分手続が公正かつ適正に進められることを担保する	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本審査会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審査しており、審査にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者のプライバシー保護、法人・団体の秘密保護の観点から、議事録を非公開としている。また、会議後に審査内容（個々の権利者の財産内容等）の記録を公開することは、権利者との信頼と協力を損ねる結果につながるとともに、委員の率直な発言に制約等もかかる恐れがあり、ひいては円滑な事業執行の阻害を招くため、議事録を非公開としている。
4	都市整備局	東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審議しており、審議にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者のプライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。また、会議後に審査内容（個々の権利者の財産内容等）の記録を公開することは、権利者との信頼と協力を損ねる結果につながるとともに、委員の率直な発言に制約等もかかる恐れがあり、ひいては円滑な事業執行の阻害を招くため、議事録を非公開としている。
5	都市整備局	東京都市計画事業豊洲土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審議しており、審議にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者個人のプライバシー保護、法人・団体の秘密保護の観点から、議事録を非公開としている。また、会議後に審査内容（個々の権利者の財産内容等）の記録を公開することは、権利者との信頼と協力を損ねる結果につながるとともに、委員の率直な発言に制約等もかかる恐れがあり、ひいては円滑な事業執行の阻害を招くため、議事録を非公開としている。
6	都市整備局	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審議しており、審議にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者のプライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。また、会議後に審査内容（個々の権利者の財産内容等）の記録を公開することは、権利者との信頼と協力を損ねる結果につながるとともに、委員の率直な発言に制約等もかかる恐れがあり、ひいては円滑な事業執行の阻害を招くため、議事録を非公開としている。
7	都市整備局	東京都市計画事業有明北土地区画整理審議会	附属機関	非公開	換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項に対し、法の定める権限を行う	②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係） ⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係）	本審議会は、事業地区内の権利者の財産にかかわる事項を審議しており、審議にあたっては各権利者の個人情報や意見等が組上に載るため、権利者個人のプライバシー保護、法人・団体の秘密保護の観点から、議事録を非公開としている。また、会議後に審査内容（個々の権利者の財産内容等）の記録を公開することは、権利者との信頼と協力を損ねる結果につながるとともに、委員の率直な発言に制約等もかかる恐れがあり、ひいては円滑な事業執行の阻害を招くため、議事録を非公開としている。
8	都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	非公開	建設工事の請負契約における直接の当事者間の紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、あっせん・調停・仲裁により迅速かつ簡便な解決を図る	①法令秘（情報公開条例第7条第1号関係）	建設業法第25条の22の規定により非公開となっているため。
9	都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	非公開	中高層建築物の建築計画に係る紛争の調停に関し、調査審議を行い意見を述べるとともに、知事の諮問に応じて、紛争の予防と調整に関する重要事項について調査審議する	①法令秘（情報公開条例第7条第1号関係）	東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第18条の規定により非公開となっているため。
10	都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	非公開	二級建築士試験及び木造建築士試験の基本方針等について検討する 二級建築士、木造建築士及び建築士事務所等について審査を行う	⑤公正な行政執行の確保（情報公開条例第7条第6号関係） ⑥その他（自治体相互間における検討（情報公開条例第7条第5号関係）） ②個人のプライバシー保護（情報公開条例第7条第2号関係） ③企業・団体等の秘密保護（情報公開条例第7条第3号関係）	現在、二級建築士試験及び木造建築士試験については、全都道府県が一律の問題で試験を実施しており、採点基準などが公になることにより、他道府県を含め、事務の適正な遂行に支障を及ぼし、傍聴した特定の者にだけ不当に利益を与えることとなる。建築士を懲戒処分等に処するに当たっては、懲戒事由の審査のほか、個人、企業等の個別事情も含め総合的に審査している。個別事情が公になることにより、個人のプライバシーや企業の権利利益等が侵害される。また、処分庁の調査方法や事実認定方法など懲戒処分に至るまでの過程が公になることにより、他の処分対象者が調査に対する準備機会を得ることとなり、処分逃れを助長するなどのおそれがある。さらに、事前に建築士等に対し、非公開を前提に事情聴取を行っているが、事情聴取内容が公開されることが前提になれば、被処分者が事実を発言しなくなるおそれがあり、事務の適正な遂行に支障を来す。

11	都市整備局	東京都都営住宅高額所得者審査会	附属機関	非公開	都営住宅に居住する高額所得者に対する明渡請求の公正を期するため設置する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、個人の所得について審査しており、審査にあたっては個人名、勤務先、病気の有無等を取り扱い、高額所得者に認定された者について、世帯ごとに都営住宅の明渡請求の可否を審査するため、個人のプライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
12	環境局	東京都公害審査会	附属機関	非公開	公害に係る紛争について、あつせん、調停、仲裁の制度を設け、その迅速かつ適正な解決を図る	①法令秘(情報公開条例第7条第1号関係)	本審査会は、公害に係る被害についての民事上の紛争について取り扱っている。個人情報を取り扱うため、当事者のプライバシーの保護の観点と、円滑な進行のために、公害紛争処理法第37条で手続きの非公開が定められている。ただし、総会の実施については、議題と傍聴人に配布した資料をホームページに掲載する。
13	福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家会議	非公開	社会福祉法人(設立予定者を含む)の施設新設又は施設改築に係る施設整備費補助対象事業の妥当性及び補助対象法人の適格性を審査する	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、補助対象法人としての適格性について審査しており、審査にあたっては、法人の取引情報、施設整備計画、役員等の履歴などの極めて秘匿性の高い情報を取り扱うため、秘密の保護の観点から、議事録を非公開としている。
14	福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機関	非公開	准看護師試験の実施に関する事務、准看護師の免許取消及び業務停止に関する意見陳述並びに弁明の聴取	⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、准看護師試験の実施について審議しており、審議にあたっては、試験情報を取り扱う。情報が流出した場合、次年度の問題構成が明らかになる恐れがあるなど、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、議事録を非公開としている。
15	福祉保健局	東京都看護師等修学資金選考委員会	附属機関	非公開	都内の看護師等の養成機関在学者で、将来、都内で看護業務に従事しようとする者に修学資金の貸与を行う際、選考の公正を期するため設置する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本委員会は、専ら、個人への修学資金の貸与について審査しており、審査にあたっては、所得などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
16	福祉保健局	東京都難病患者認定審査会	専門家会議	非公開	難病医療費の公費負担対象者を審査するに当たって、専門的見地から意見を述べる	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
17	福祉保健局	東京都原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会	専門家会議	非公開	原子爆弾被爆者の健康管理手当及び医療特別手当等を認定するための審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、原子爆弾被爆者健康管理手当等について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
18	福祉保健局	東京都指定難病審査会	附属機関	非公開	難病法に基づく医療費助成の対象者の非認定に係る審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
19	福祉保健局	東京都国民健康保険審査会	附属機関	非公開	保険給付等に関する処分について被保険者等からの不服申立て(審査請求)がある場合に、法令に基づき審理し、裁決する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
20	福祉保健局	東京都後期高齢者医療審査会	附属機関	非公開	保険給付等に関する処分について被保険者等からの不服申立て(審査請求)がある場合に、法令に基づき審理し、裁決する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
21	福祉保健局	東京都介護保険審査会	附属機関	非公開	保険給付に関する処分(要介護・要支援認定に関する処分を含む)又は保険料その他徴収金に関する処分について、被保険者等からの不服申立てがある場合、処分の違法、不当性の有無を審査し、裁決する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
22	福祉保健局	東京都小児慢性特定疾病審査会	附属機関	非公開	小児慢性特定疾病医療費支給認定の申請があった場合において、都が支給認定をしないこととするとき、当該事業についての審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
23	福祉保健局	東京都母子関係医療費公費負担制度認定審査会	専門家会議	非公開	母子関係医療費公費負担制度に基づき、認定申請があった者を審査するに当たり、専門的かつ高度な見地から検討を行い、総合的かつ公正に判断する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
24	福祉保健局	東京都障害者介護給付費等不服審査会	附属機関	非公開	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条の審査請求の事件を取り扱う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
25	福祉保健局	東京都障害児通所給付費等不服審査会	附属機関	非公開	児童福祉法第56条の5第1項の審査請求の事件を取り扱う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、処分に対する不服申立てについて審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
26	福祉保健局	東京都精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	専門家会議	非公開	社会適応訓練者の決定及び協力事業所の選定、指導方法並びに本事業の運用等について意見を聞く	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の訓練者申込者の適否及び協力事業所との組み合わせ等について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報であるため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。

27	福祉保健局	東京都老人性認知症専門病棟調整委員会	専門家会議	非公開	老人性認知症専門病棟入院者で治療期間6か月を超えると予想される患者の処遇の検討や入退院者の医療の要否に関する事、退院後のケアの円滑化のための調整等	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本委員会は、専ら、個々の患者の処遇について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
28	福祉保健局	東京都精神医療審査会	附属機関	非公開	精神障害者の入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、入院中の患者に係る入院の必要性及び処遇の適正性について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
29	福祉保健局	東京都小児精神障害診療委員会	専門家会議	非公開	小児精神障害医療費助成の適否について審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本診査会は、専ら、医療費助成の適否について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
30	福祉保健局	東京都精神障害者保健福祉手帳等審査会	専門家会議	非公開	精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び自立支援医療費(精神通院医療)の支給認定申請に関する事項を審査する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査会は、専ら、精神障害者保健福祉手帳の交付及び自立支援医療費(精神通院)の支給認定について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
31	福祉保健局	東京都麻薬中毒審査会	附属機関	非公開	都道府県知事から麻薬中毒措置入院者の入院継続の適否を求められたとき、それを審査し、同知事に通知する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、個々の患者の入院継続の適否について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
32	福祉保健局	東京都薬物情報評価委員会	附属機関	非公開	薬物の濫用防止ため具体的な方策等を推進することで、市民の健康と安全を守り安心して暮らせる健全な社会の実現を図る	①法令秘(情報公開条例第7条第1号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、薬物情報について審議しており、審議にあたっては薬物に係る情報を取り扱うため、東京都薬物の濫用防止に関する条例で調査の手続きを非公開とすることが明文化されていること及び情報を公開すると、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、議事録を非公開としている。
33	福祉保健局	東京都危険ドラッグ専門調査委員会	専門家会議	非公開	規制すべき物質としての評価が定まっていない危険ドラッグに対し、専門的な見地から安全性の評価を行う	⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、危険ドラッグの安全性の評価について審議しており、審議にあたっては危険ドラッグに係る情報を取り扱う。情報を公開すると、規制候補物質の特定又は推定につながるなど業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、議事録を非公開としている。
34	福祉保健局	東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
35	福祉保健局	東京都西多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
36	福祉保健局	東京都南多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
37	福祉保健局	東京都多摩立川保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
38	福祉保健局	東京都多摩府中保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
39	福祉保健局	東京都多摩小平保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機関	非公開	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対して、知事が医療費助成を決定するに際して必要な審査を行う	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本委員会は、専ら、医療費助成について審査しており、審査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護及び公正な行政執行の確保の観点から、議事録を非公開としている。
40	福祉保健局	東京都西多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
41	福祉保健局	東京都多摩立川保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
42	福祉保健局	東京都多摩府中保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
43	福祉保健局	東京都多摩小平保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。

44	福祉保健局	東京都南多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機関	非公開	法で定められた一類及び二類感染症に罹患した者で勧告等により入院している患者の入院期間の延長等について審議する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本協議会は、専ら、個々の患者の入院期間の延長等について診査しており、診査にあたっては、病状などの極めて秘匿性の高い個人情報を取り扱うため、プライバシーの保護の観点から、議事録を非公開としている。
45	福祉保健局	医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会	専門家会議	非公開	医療関係施設、児童福祉施設等の施設・設備等における補助対象事業者の選定に当たって、補助対象事業者の適格性及び事業計画の妥当性等について審査する	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係)	本審査会は、専ら、補助対象事業者としての適格性について審査しており、審査にあたっては、事業者の取引情報、施設整備計画、役員等の履歴などの極めて秘匿性の高い情報を取り扱うため、秘密の保護の観点から、議事録を非公開としている。
46	産業労働局	東京都中小企業調停審議会	附属機関	非公開	組合協約に関する重要事項の調査審議等	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係)	本審議会は、中小企業が組織した組合と相手方との間で、その組合員の取引条件に係る団体交渉ができないとき、または団体協約の内容について協議が調わないとき、中小企業等協同組合法第9条の2に基づいて審議しており、個別当事者の取引条件や企業の事業活動に関する情報を保護する観点から、議事録を非公開としている。
47	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会	専門家会議	非公開	豊洲市場への移転に必要な設備整備等を行っていた事業者が移転延期に伴って生じている具体的な損失に対して適切な補償を行うため補償スキームの検討を行う	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係) ⑥その他(自由な意見交換の確保)	本検討委員会の審議は、法人・個人事業者、関係団体の投資内容や投資金額等の事業活動情報に関するヒアリング結果を踏まえつつ行われるため、会議の公開により当該法人等の事業運営上の地位等が損なわれるおそれや当該個人の財産状況等が明らかになり、個人のプライバシーが害されるおそれがある。 また、本検討委員会は、築地市場の豊洲への移転延期に伴う客観的かつ公正な補償スキームを策定するための審議を行うものであり、会議の公開により委員間の自由な意見交換が阻害されるおそれがあるため非公開としている。
48	中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会	専門家会議	非公開	豊洲市場への移転に必要な設備整備等を行っていた市場関係事業者が移転延期に伴って生じている具体的な損失に対して、平成29年1月27日付28中管総第1608号により決定された「豊洲市場への移転延期に伴う補償基準」に基づき適切な補償を行うため、専門的見地から補償額の算定等について検討を行う	③企業・団体等の秘密保護(情報公開条例第7条第3号関係) ②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	本審査委員会は、個々の補償金交付申請に対して申請者ごとに認定の有無を審査しており、審査に当たっては、当該事業者又は個人の財務状況、借入等に関する情報を取り扱うため、申請者の秘密及びプライバシーの保護の観点から、会議を非公開としている。
49	青少年・治安対策本部	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する報告書についての専門家による検証チーム	専門家会議	非公開	平成27年9月の都立校生の自殺事案に係るいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果についての東京都教育委員会からの報告書(平成29年9月25日付け。)に関して、再調査の必要性を検証する	②個人のプライバシー保護(情報公開条例第7条第2号関係) ⑤公正な行政執行の確保(情報公開条例第7条第6号関係)	平成27年9月の都立校生の自殺事案に係るいじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査の結果についての東京都教育委員会からの報告書及び遺族からの所見文書等を検証している。検証に当たっては、関係者のプライバシーの保護、中立的な判断の担保等の観点から議事録を非公開としている。

附属機関等要旨公開状況一覧表（平成30年4月1日現在）

番号	局名	機関名称	公開内容 (平成29年4月1日現在)	次回会議から審議過程の分かる 要旨を公開 (平成29年4月1日現在)	公開内容 (平成30年4月1日現在)
1	総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
2	総務局	東京都退職管理委員会	要旨(審議過程の記載が不十分)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
3	総務局	東京都メディカルコントロール協議会	要旨(審議過程の記載が不十分)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
4	総務局	東京都人権施策に関する専門家会議	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
5	財務局	東京都土地収用事業認定審議会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
6	財務局	東京都財産価格審議会	要旨(審議過程の記載が不十分)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
7	財務局	東京都地価動向調査委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
8	財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
9	生活文化局	東京都情報公開審査会	要旨(審議過程の記載が不十分)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
10	生活文化局	東京都個人情報保護審査会	要旨(審議過程の記載が不十分)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
11	生活文化局	東京都公益認定等審議会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
12	生活文化局	東京都名誉都民選考委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
13	会計管理局	東京都会計基準委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
14	会計管理局	東京都公金管理アドバイザー会議	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
15	青少年・治安対策本部	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する報告書についての専門家による検証チーム	—	—	要旨(審議過程を明確に記載)
16	教育庁	東京都文化財保護審議会	要旨(審議経過を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
17	水道局	東京都水道局資金運用管理委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
18	下水道局	新技術委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
19	東京消防庁	千代田区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
20	東京消防庁	中央区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
21	東京消防庁	品川区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
22	東京消防庁	大田区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
23	東京消防庁	目黒区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
24	東京消防庁	世田谷区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
25	東京消防庁	中野区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
26	東京消防庁	北区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
27	東京消防庁	練馬区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
28	東京消防庁	荒川区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
29	東京消防庁	墨田区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)
30	東京消防庁	葛飾区消防団運営委員会	要旨(審議過程を明確に記載)	○	要旨(審議過程を明確に記載)

※ H29年4月以降未開催の附属機関等については、「公開内容(平成30年4月1日現在)」欄は「要旨(審議過程を明確に記載)」に分類

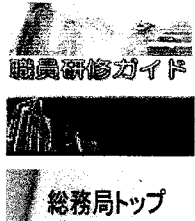
東京都総務局人事部

日本語
 サイトマップ 都庁総合トップページ
 文字サイズ
 背景色を変更
 サイト内検索

- トップページ
- 各課紹介
- 白書・答申・資料等
- 幹部人事異動
- 職員の服務
- 職員定数の概要
- 東京都組織図
- 東京都の附属機関
- 東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン
- 東京都職員退職管理

東京都の附属機関

東京都の附属機関



関連リンク

東京都人事委員会ホームページ
 人事院ホームページ
 特別区人事委員会採用試験情報

東京都の附属機関

附属機関

附属機関等一覧及び運営に関する基本事項

附属機関等一覧表中の機関名称をクリックしていただくと、各附属機関等の運営に関する基本事項をご覧いただけます。

基本事項には、機関の目的・所掌内容、会議公開に関すること、議事録公開に関すること、問い合わせ先等、個別の附属機関等ごとの運営に当たっての基本情報を記載しています。

※ 基本事項に会議公開や議事録公開と記載されていても、会議内容に個人のプライバシー保護、企業秘密保護及び法令等による非開示情報が含まれる場合、当該部分は非公開となります。

附属機関等一覧

所管局	機関名称	種別	設置根拠	HP
政策企画局	東京都高度研究等外部評価委員会	専門家会議	要綱	-
政策企画局	東京未来ビジョン懇談会	懇談会	要綱	リンク
政策企画局	超高齢社会における東京のあり方懇談会	懇談会	要綱	リンク
総務局	東京都行政不服審査会	附属機関	法必置	リンク
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会	附属機関	法必置	リンク
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会公立大学分科会	附属機関	条例	リンク
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会試験研究分科会	附属機関	条例	リンク
総務局	東京都地方独立行政法人評価委員会高齢者医療・研究分科会	附属機関	条例	リンク
総務局	東京都版市場化テスト監理委員会	専門家会議	要綱	リンク
総務局	東京都システム評価委員会	専門家会議	要綱	-
総務局	東京都特別職報酬等審議会	附属機関	条例	リンク
総務局	東京都非常勤職員公務災害補償等審査会	附属機関	条例	-
総務局	東京都退職管理委員会	附属機関	条例	リンク
総務局	都市町村協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
総務局	東京都固定資産評価審議会	附属機関	法必置	リンク
総務局	東京都土地評価協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
総務局	東京都防災会議	附属機関	法必置	リンク

総務局	東京都国民保護協議会	附属機関	法必置	リンク
総務局	東京都メディカルコントロール協議会	附属機関	法必置	リンク
総務局	東京都人権施策に関する専門家会議	専門家会議	要綱	リンク
総務局	ICT先進都市・東京のあり方懇談会	懇談会	要綱	リンク
総務局	東京宝島推進委員会	専門家会議	要綱	リンク
総務局	東京都離島振興計画推進会議	連絡調整会議	要綱	-
総務局	東京都震災復興検討委員会	連絡調整会議	要綱	-
総務局	東京都震災復興検討会議	専門家会議	要綱	リンク
総務局	「女性視点の防災ブック」編集・検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
総務局	女性の視点からみる防災人材の育成検討会議	専門家会議	要綱	リンク
総務局	東京都監理団体経営目標評価制度に係る評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
財務局	東京都入札監視委員会	専門家会議	要綱	リンク
財務局	最近の都財政に関する研究会	専門家会議	要綱	リンク
財務局	東京都における財務諸表の活用に関する研究会	専門家会議	要綱	リンク
財務局	工業用水道事業のあり方に関する有識者委員会	専門家会議	要綱	リンク
財務局	東京都土地収用事業認定審議会	附属機関	法必置	リンク
財務局	東京都財産価格審議会	附属機関	条例	リンク
財務局	東京都地価動向調査委員会	専門家会議	要綱	リンク
財務局	東京都工事等成績評定苦情審査委員会	専門家会議	要綱	-
主税局	東京都税制調査会	懇談会	要綱	リンク
生活文化局	東京都情報公開・個人情報保護審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都情報公開審査会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都個人情報保護審査会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都公益認定等審議会	附属機関	法必置	リンク
生活文化局	多文化共生推進委員会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	共助社会づくりを進めるための検討会	専門家会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都男女平等参画審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議	連絡調整会議	要綱	リンク
生活文化局	東京都消費生活対策審議会	附属機関	条例	リンク
生活文化局	東京都多重債務問題対策協議会	専門家会議	要綱	リンク

生活文化局	東京都公衆浴場対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都私立学校審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
生活文化局	東京都私立学校助成審議会	附属機 関	条例	リン ク
生活文化局	東京芸術文化評議会	附属機 関	条例	リン ク
生活文化局	東京都江戸東京博物館資料収蔵委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都写真美術館作品資料収蔵委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都現代美術館美術資料収蔵委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都平和の日記念行事企画検討委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都名誉都民選考委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
生活文化局	東京都消費者被害救済委員会	附属機 関	条例	リン ク
生活文化局	女性も男性も輝くTOKYO会議	連絡調 整会議	要綱	リン ク
オリンピック・パラ リンピック準備局	東京都スポーツ振興審議会	附属機 関	法任 意	リン ク
オリンピック・パラ リンピック準備局	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送 技術検討会	専門家 会議	要綱	-
オリンピック・パラ リンピック準備局	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 輸送連 絡調整会議	連絡調 整会議	要綱	リン ク
都市整備局	東京都国土利用審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
都市整備局	東京都都市計画審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
都市整備局	東京都土地利用審査会	附属機 関	法必 置	リン ク
都市整備局	東京都景観審議会	附属機 関	条例	リン ク
都市整備局	東京都広告物審議会	附属機 関	条例	リン ク
都市整備局	東京都住宅政策審議会	附属機 関	条例	リン ク
都市整備局	東京都常磐新線及び宅地開発の一体的推進協議会	連絡調 整会議	法必 置	リン ク
都市整備局	東京都総合治水対策協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
都市整備局	東京都豪雨対策検討委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
都市整備局	利用者の視点に立った東京の交通戦略推進会議	連絡調 整会議	要綱	リン ク
都市整備局	臨海副都心周辺地域における公共交通協議会	専門家 会議	法任 意	リン ク
都市整備局	新宿ターミナル協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
都市整備局	東京都開発審査会	附属機 関	法必 置	リン ク
都市整備局	東京都都市復興基本計画検討委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
都市整備局	東京都市計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第六工 区市街地再開発審査会	附属機 関	法必 置	リン ク
都市整備局	東京都市計画事業環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街 地再開発審査会	附属機 関	法必 置	-

都市整備局	東京都市計画事業瑞江駅西部土地区画整理審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都市計画事業豊洲土地区画整理審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都市計画事業六町四丁目付近土地区画整理審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都市計画事業有明北土地区画整理審議会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都建築審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都建設工事紛争審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都建築紛争調停委員会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	東京都建築士審査会	附属機関	法必置	リンク
都市整備局	東京都都営住宅高額所得者審査会	附属機関	条例	リンク
都市整備局	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針(仮称)」専門アドバイザー委員会	専門家会議	要綱	リンク
都市整備局	築地再開発検討会議	懇談会	要綱	リンク
都市整備局	マンションの適正管理促進に関する検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都公害審査会	附属機関	法任意	リンク
環境局	東京都環境保全推進委員会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京都環境審議会	附属機関	法必置	リンク
環境局	東京都環境影響評価審議会	附属機関	条例	リンク
環境局	東京2020オリンピック・パラリンピック環境アセスメント評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る審査委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	排出量取引の運用に関する専門家委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都地域冷暖房区域指定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都建築物環境計画書制度改正に係る技術検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都フロン等回収・処理推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	高圧ガス及び火薬類保安行政推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
環境局	大気中微小粒子状物質検討会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都低NOx・低CO ₂ 小規模燃焼機器認定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都粒子状物質減少装置指定委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会	附属機関	法必置	リンク
環境局	土壌汚染対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
環境局	東京都自然環境保全審議会	附属機関	法必置	リンク

環境局	地下水対策検討委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	屋形船水環境保全対策推進協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
環境局	東京都廃棄物審議会	附属機 関	条例	リン ク
環境局	東京都産業廃棄物対策推進協議会	連絡調 整会議	要綱	-
環境局	東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	産業廃棄物処理業及び産業廃棄物処理施設の審査に係る専門家検討会議	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	東京の自然公園あり方懇談会	懇談会	要綱	リン ク
環境局	中小テナントビル低炭素パートナーシップ	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	削減義務実施に向けた専門的事項検討会	専門家 会議	要綱	-
環境局	大気環境モニタリングに関する検討会	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	化学物質対策検討会	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	豊島五丁目団地リスク管理協議会	連絡調 整会議	協定 書	リン ク
環境局	住民参加による日本化学工業クロム公害対策会議	連絡調 整会議	要綱	リン ク
環境局	ECO-TOPプログラム認定審査会	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	東京都特定外来生物(キョン)防除対策検討委員会	専門家 会議	要領	リン ク
環境局	緑のボランティア活動に関する指導者等育成委員会	専門家 会議	要綱	-
環境局	東京都エダシヤク類防除対策会議	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	東京都カシノナガキイムシ被害対策会議	専門家 会議	要綱	-
環境局	行動科学を活用した家庭部門における省エネルギー対策検討会	専門家 会議	要綱	リン ク
環境局	東京都食品ロス削減パートナーシップ会議	専門家 会議	要綱	-
環境局	東京エコハウス(仮称)建築・改修に係る誘導策検討会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都社会福祉審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	社会福祉施設整備費補助対象法人審査委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	社会福祉法人専門家会議	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都保健医療計画推進協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都医療審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都特定機能病院連絡協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都リハビリテーション協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都糖尿病医療連携推進協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都脳卒中医療連携協議会	専門家 会議	要綱	リン ク

福祉保健局	東京都在宅療養推進会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	転院支援情報システム検討会議	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都歯科保健対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都がん対策推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	救急医療対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	救急医療機関認定審査会	連絡調整会議	要領	リンク
福祉保健局	東京都周産期医療協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都小児医療協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都災害医療協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都へき地医療対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都衛生検査所精度管理検討委員会	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都医療安全推進協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都死因究明推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都准看護師試験委員会	附属機関	法必置	リンク
福祉保健局	東京都看護師等修学資金選考委員会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都ナースプラザ運営協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都地域医療対策協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都地域医療支援センター運営委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都医療勤務環境改善支援センター運営協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	西多摩地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	南多摩地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	北多摩西部地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	北多摩南部地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	北多摩北部地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	島しょ地域保健医療協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	自殺総合対策東京会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	ウェルネス・チャレンジ事業推進検討会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都生活習慣病検診管理指導協議会	専門家会議	要綱	リンク

福祉保健局	東京都地域がん登録事業運営委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都特殊疾病対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都難病患者認定審査会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都原子爆弾被爆者健康管理手当等認定委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都献血推進協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都ウイルス肝炎対策協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都指定難病審査会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都国民健康保険審査会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都後期高齢者医療審査会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都福祉のまちづくり推進協議会	附属機 関	条例	リン ク
福祉保健局	東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都高齢者保健福祉施策推進委員会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都介護保険審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都認知症対策推進会議	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都児童福祉審議会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都子供・子育て会議	附属機 関	法任 意	リン ク
福祉保健局	東京都小児慢性特定疾病審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都母子関係医療費公費負担制度認定審査会	専門家 会議	要領	-
福祉保健局	東京都母子保健運営協議会	専門家 会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都障害者施策推進協議会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都障害者団体連絡協議会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都障害者介護給付費等不服審査会	附属機 関	法任 意	リン ク
福祉保健局	東京都障害児通所給付費等不服審査会	附属機 関	法任 意	リン ク
福祉保健局	東京都障害者就労支援協議会	連絡調 整会議	要綱	リン ク
福祉保健局	東京都精神障害者社会適応訓練事業運営協議会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都地方精神保健福祉審議会	附属機 関	法任 意	リン ク
福祉保健局	精神科救急医療体制整備検討委員会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都老人性認知症専門病棟調整委員会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都精神医療審査会	附属機 関	法必 置	リン ク
福祉保健局	東京都小児精神障害診査会	専門家 会議	要綱	リン ク

福祉保健局	東京都精神障害者保健福祉手帳等審査会	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都自立支援協議会	連絡調 整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都食品安全審議会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都麻薬中毒審査会	附属機 関	法必 置	-
福祉保健局	東京都薬事審議会	附属機 関	法任 意	リンク
福祉保健局	医薬分業に関する協議会	連絡調 整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都薬物情報評価委員会	附属機 関	条例	-
福祉保健局	東京都危険ドラッグ専門調査委員会	専門家 会議	要綱	-
福祉保健局	東京都福祉保健局大気汚染障害者認定審査会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都西多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都南多摩保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都多摩立川保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都多摩府中保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都多摩小平保健所大気汚染障害者認定審査会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都大気汚染医療費助成検討委員会	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都環境保健対策専門委員会	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都生活衛生審議会	附属機 関	法必 置	リンク
福祉保健局	東京都動物愛護管理審議会	附属機 関	条例	リンク
福祉保健局	東京都動物由来感染症検討会	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都アレルギー疾患対策検討委員会	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	健康・快適居住環境の指針検討会	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都西多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機 関	法必 置	リンク
福祉保健局	東京都多摩立川保健所感染症の診査に関する協議会	附属機 関	法必 置	リンク
福祉保健局	東京都多摩府中保健所感染症の診査に関する協議会	附属機 関	法必 置	リンク
福祉保健局	東京都多摩小平保健所感染症の診査に関する協議会	附属機 関	法必 置	リンク
福祉保健局	東京都南多摩保健所感染症の診査に関する協議会	附属機 関	法必 置	リンク
福祉保健局	東京都感染症予防医療対策審議会	附属機 関	条例	-
福祉保健局	東京都新たな感染症対策委員会	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都エイズ専門家会議	専門家 会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都新型インフルエンザ専門家会議	専門家 会議	要綱	-

福祉保健局	感染症救急搬送サーベイランス運用委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	感染症医療体制協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	一類感染症等対応連絡協議会	連絡調整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都蚊媒介感染症対策会議	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都食品安全情報評価委員会	附属機関	条例	リンク
福祉保健局	東京都花粉症対策検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都障害者差別解消支援地域協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	医療関係施設等整備費補助対象事業者審査委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	医療情報に関する理解促進委員会	連絡調整会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京DMAT運営協議会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都看護人材確保対策会議	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都国民健康保険運営協議会	附属機関	条例	-
福祉保健局	東京都難病対策地域協議会	連絡調整会議	要綱	-
福祉保健局	東京都医療費適正化計画検討委員会	専門家会議	要綱	-
福祉保健局	東京都高齢者保健福祉計画策定委員会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	外国人患者への医療提供体制に関する検討会	専門家会議	要綱	リンク
福祉保健局	東京都地域福祉支援計画策定委員会	専門家会議	要綱	リンク
産業労働局	東京都中小企業振興対策審議会	附属機関	条例	-
産業労働局	東京都中小企業調停審議会	附属機関	法任意	-
産業労働局	東京都大規模小売店舗立地審議会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京都伝統工芸品産業振興協議会	懇談会	要綱	リンク
産業労働局	東京都観光事業審議会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京の観光振興を考える有識者会議	懇談会	要綱	リンク
産業労働局	東京都信用保証補助審査会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京都雇用・就業対策審議会	附属機関	法任意	リンク
産業労働局	東京都農林・漁業振興対策審議会	附属機関	条例	リンク
産業労働局	東京都農業共済保険審査会	附属機関	法必置	-
産業労働局	東京都森林審議会	附属機関	法必置	リンク
産業労働局	東京都総合資金制度融資協議会	連絡調整会議	要領	-
産業労働局	東京都農業振興地域整備促進協議会	連絡調整会議	要綱	-

産業労働局	東京ブランド推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
産業労働局	東京ブランドのあり方検討会	専門家会議	要綱	リンク
産業労働局	江戸東京きらりプロジェクト推進委員会	懇談会	要綱	リンク
産業労働局	東京の中小企業振興を考える有識者会議	懇談会	要綱	-
建設局	東京都公園審議会	附属機関	条例	リンク
建設局	東京都水防協議会	附属機関	法任意	リンク
建設局	東京都保管船舶処理委員会	附属機関	条例	リンク
建設局	隅田川ルネサンス推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
建設局	建設局事業における公共工事の品質確保の促進に関するアドバイザー会議	専門家会議	要綱	リンク
建設局	事業評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
建設局	河川整備計画策定専門家委員会	専門家会議	法任意	リンク
建設局	東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会	連絡調整会議	法任意	リンク
港湾局	東京都港湾審議会	附属機関	法必置	リンク
会計管理局	東京都会計基準委員会	専門家会議	要綱	リンク
会計管理局	東京都公金管理アドバイザー会議	専門家会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	東京都青少年問題協議会	附属機関	法任意	リンク
青少年・治安対策本部	東京都青少年健全育成審議会	附属機関	条例	リンク
青少年・治安対策本部	「中学生の職場体験」推進協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	東京子供応援協議会	連絡調整会議	規約	リンク
青少年・治安対策本部	子供に万引きをさせない連絡協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	東京都推奨携帯電話端末等検討委員会	専門家会議	規則	リンク
青少年・治安対策本部	東京都子供・若者支援協議会	附属機関	法任意	リンク
青少年・治安対策本部	東京都安全・安心まちづくり協議会	連絡調整会議	規約	リンク
青少年・治安対策本部	東京都交通安全対策会議	附属機関	法必置	リンク
青少年・治安対策本部	首都交通対策協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	飲酒運転させないTOKYOキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	駅前放置自転車クリーンキャンペーン推進委員会	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	高齢者交通安全対策推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	ハイパースムーズ東京推進会議	連絡調整会議	要綱	リンク
青少年・治安対策本部	いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による調査に関する報告書についての専門家による検証チーム	専門家会議	要綱	-
病院経営本部	都立病院経営委員会		要綱	

		専門家会議		リンク
病院経営本部	東京都立病院倫理委員会	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	都立・公社病院診療データバンク構想検討委員会	専門家会議	要綱	-
病院経営本部	首都災害医療センター(仮称)基本構想検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
病院経営本部	都立病院医療安全推進委員会	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	東京都卸売市場審議会	附属機関	法任意	リンク
中央卸売市場	東京都中央卸売市場取引業務運営協議会	附属機関	法任意	リンク
中央卸売市場	新市場建設協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
中央卸売市場	委託手数料届出事項調査委員会	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	土壌汚染対策工事と地下水管理に関する協議会	連絡調整会議	要綱	リンク
中央卸売市場	豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償に関する検討委員会	専門家会議	要綱	リンク
中央卸売市場	豊洲市場への移転延期に伴う補償審査委員会	専門家会議	要綱	-
教育庁	東京都産業教育審議会	附属機関	法任意	リンク
教育庁	東京都特別支援教育就学支援委員会	専門家会議	要綱	-
教育庁	東京都教科用図書選定審議会	附属機関	法必置	リンク
教育庁	東京都学校保健審議会	附属機関	条例	リンク
教育庁	東京都生涯学習審議会	附属機関	法任意	リンク
教育庁	東京都文化財保護審議会	附属機関	法任意	リンク
教育庁	東京都立図書館協議会	附属機関	法任意	リンク
教育庁	東京都教育委員会いじめ問題対策委員会	附属機関	条例	リンク
教育庁	東京都いじめ問題対策連絡協議会	連絡調整会議	条例	リンク
水道局	東京都水道局事業評価委員会	専門家会議	要綱	リンク
水道局	東京都水道局資金運用管理委員会	専門家会議	要綱	リンク
水道局	東京都水道局民有林購入基準検討委員会	専門家会議	要綱	-
水道局	東京都水道事業運営戦略検討会議	専門家会議	要綱	-
下水道局	東京都下水道局アドバイザーボード	専門家会議	要綱	リンク
下水道局	新技術委員会	専門家会議	要綱	-
東京消防庁	火災予防審議会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	千代田区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク

東京消防庁	中央区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	港区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	品川区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	大田区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	目黒区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	世田谷区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	渋谷区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	新宿区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	中野区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	杉並区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	文京区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	豊島区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	北区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	板橋区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	練馬区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	台東区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	荒川区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	足立区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	墨田区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	江東区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	葛飾区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	江戸川区消防団運営委員会	附属機関	条例	リンク
東京消防庁	東京消防庁救急業務懇話会	専門家会議	規約	リンク
東京消防庁	東京都住宅防火対策推進協議会	専門家会議	規程	リンク

[サイトポリシー](#) | [アクセシビリティ方針](#) | [個人情報保護方針](#) | [使い方ヘルプ](#) | [問い合わせ先](#)

<問い合わせ先> 総務局人事部人事課

TEL:03(5388)2372 FAX:03(5388)1255

MAIL:S0000016(at)section.metro.tokyo.jp

※(at)を@に変えて送信してください

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

Copyright© 2014 総務局人事部 All rights reserved.

東京都総務局人事部

日本語
 サイトマップ 都庁総合トップページ
 文字サイズ
 背景色を変更

 サイト内検索

トップページ | 各課紹介 | 白書・答申等 | 幹部人事異動 | 職員の仕事 | 職員定数の概要 | 東京都組織図 | 東京都の附属機関 | 東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン | 東京都議員の追跡管理

東京都の附属機関

附属機関

附属機関等の会議開催スケジュール

各附属機関等の会議については、担当部署までお問い合わせください。

開催年月日	開催時間	機関名称	開催場所	議題	公開区分	非公開理由	傍聴定員	傍聴手続き	担当部署	電話 FAX
平成30年 5月10日 (木)	16:00～ 18:00	行政不服審査会第 一部会	都庁第一本 庁舎12階 会議室	審査請求に係る事件の調査審議	非公開	個人のプライバシー保護 及び企業・団体等の秘 密保護のため、条例10 条の規定により非公開と なります。			総務局総務部法務課	電話 FAX
平成30年 5月10日 (木)	17:00～ 18:00	東京都指定難病審 査会	東京都庁内 会議室	難病の患者に対する医療等に関 する法律に基づく特定医療費支給 対象者の審査	非公開	本審査会は申請者の個 人情報を扱うため非公 開となります。			福祉保健局保健政策部 疾病対策課難病認定担 当	電話 FAX
平成30年 5月10日 (木)	17:00～ 18:00	東京都難病患者認 定審査会	東京都庁内 会議室	東京都難病医療費等助成対象者 の審査	非公開	本審査会は、申請者の 個人情報を行うため、非 公開となります。			福祉保健局保健政策部 疾病対策課難病認定担 当	電話 FAX
平成30年 5月10日 (木)	18:00～ 19:00	東京都原子爆弾被 爆者健康管理手当 等認定委員会	東京都庁内 会議室	原子爆弾被爆者健康管理手当等 の申請内容に係る審査	非公開	本委員会は、申請者の 個人情報を行うため、非 公開となります。			福祉保健局保健政策部 疾病対策課被爆者援護 担当	電話 FAX
平成30年 5月11日 (金)	13:30～	東京都多摩小平保 健所感染症の診査 に関する協議会	福祉保健局 東京都多摩 小平保健所	東京都多摩小平保健所管内にお ける就業制限の通知、入院勧告、 入院期間の延長及び医療費公費 負担の申請等についての審査等	非公開	本協議会は、患者の個 人情報を扱うため非公 開となります。			福祉保健局東京都多摩 小平保健所保健対策課 保健対策担当	電話 FAX
平成30年 5月12日 (土)	14:00～	東京都南多摩保健 所感染症の診査に 関する協議会	東京都南多 摩保健所	東京都南多摩保健所管内にお ける就業制限の通知、入院勧告、入 院期間の延長及び医療費公費負 担の申請等についての審査等	非公開	本協議会は、患者の個 人情報を扱うため非公 開となります。			東京都南多摩保健所保 健対策課保健対策担当	電話 FAX
平成30年 5月14日 (月)	13:30～ 15:30	マンションの適正管 理促進に関する検 討会	都庁第二本 庁舎31階特 別会議室26	分譲マンションの適正管理のため の制度等の検討	一部非公開	審議事項が個人情報に 該当するため	10人	傍聴を希望される方は、当日の午後1時 から午後1時15分までに傍聴受付(都庁 第二本庁舎31階特別会議室26)にお越 しください。	都市整備局住宅政策推 進部マンション課マ ンション推進担当	電話 FAX
平成30年 5月14日 (月)	14:00～ 16:00	東京都マイカlico ントロール協議会	東京都消防 本庁舎7 階特別会議 室	1. 救急活動に対する医学的観点 からの事後検証に関すること 2. 救急活動を行う救急教命士に対す る指示体制並びに救急隊員に対	非公開	審議事項について傷病 者の個人情報に触れる 部分を行うため			東京都消防庁救急部救急 管理課	電話 FAX

5 公益通報制度の拡充

テーマ

公益通報制度の拡充

現行制度の概要

○ 概要

東京都の事務又は事業に係る職員の行為（職員の私生活上の行為を除く。）について、法令違反（都条例違反も含む。）があると思われる場合に、内部窓口又は外部（弁護士）窓口に都民及び職員等が通報することができる制度

（平成30年4月「公益通報の処理に関する要綱」を改正）

従前の制度及び課題

○ 制度概要

公益通報者保護法に基づき実施

- ・公益通報者保護法に規定された法律違反を対象
- ・全庁及び各局等に公益通報の窓口を設置
- ・職員からの内部通報にのみ対応（実名通報のみ）
- ・受理件数等は非公表

取組内容・取組成果

1 取組経過

- | | |
|-----------------|---|
| 平成28年
10月31日 | ・全職員宛て、新たな公益通報制度の案内メールを発出
・公益通報の庁内ポータルサイト（職員向け）を更新 |
| 平成28年
11月1日 | ・新制度を運用開始
・公益通報の処理に関する要綱を改正
・公益通報の処理に関する要綱の運用について（通知）を発出
・東京都ホームページに、公益通報制度のページを開設 |
| 平成28年
12月1日 | ・広報東京都12月号に、公益通報制度に関する記事を掲載 |
| 平成29年
2月22日 | ・汚職等非行防止月間（2月）の取組として、全職員宛て、新たな公益通報制度の案内メールを発出 |
| 平成29年
4月1日 | ・組織改正に伴い、「公益通報の処理に関する要綱」及び「公益通報の処理に関する要綱の運用について（通知）」を改正 |
| 平成30年
4月1日 | ・公益通報制度を更に有効に機能するよう「公益通報の処理に関する要綱」を改正 |

2 取組内容

- 通報対象を法令（条例・規則を含む）違反行為全般に拡大
- 新たに公益通報弁護士窓口（外部窓口）を設置
- 都民等からの通報も受付
- 受理件数等処理状況の概要を公表

3 取組成果

○受理件数

平成23年4月～28年10月までの5年7か月間で3件

⇒ 平成28年11月～平成29年3月までの5か月間で13件

平成29年4月～平成30年3月までの1年間で20件

○処理状況（平成29年度）

区分	是正措置を行う必要があるもの	調査中のもの	法令違反等に当たらないもの	計
東京都の事務・事業に関すること	2	6	9	17
職員の服務に関すること	1	1	1	3
計	3	7	10	20

今後の取組

- 通報内容への適切な対応や、通報から明らかになった課題について全庁的な対策を実施することにより、都の事務事業の適正化や改善を図り、都民の信頼を確保していく。
- 研修や広報を活用するなど、制度の利用促進に向けた取組を継続する。

公益通報の処理に関する要綱

(制定) 平成18年3月17日
17総人第1132号
(改正) 平成22年4月1日
21総人第2052号
(改正) 平成25年3月28日
24総人第1547号
(改正) 平成28年10月21日
28総監第208号
(改正) 平成29年4月1日
28総監第376号
(改正) 平成30年4月1日
29総ココ第508号

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報の処理に関し、法令違反の是正及び未然防止を図るとともに、局等（東京都組織規程（昭和27年東京都規則第164号）第8条第1項に規定する本庁の局並びに青少年・治安対策本部、病院経営本部、中央卸売市場、労働委員会事務局及び収用委員会事務局をいう。以下同じ。）において、公益通報を適切に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 局等の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職及び同条第3項に規定する特別職のうち、労働者（労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者をいう。以下同じ。）である者をいう。）をいう。
- 二 派遣労働者 局等の事業に従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。）をいう。
- 三 契約先等の労働者 事業者（公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。）が局等との契約に基づいて行う事業に従事する労働者及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う局等の公の施設の管理の業務に従事する労働者をいう。
- 四 職員等 職員、派遣労働者及び契約先等の労働者をいう。
- 五 都民等 この要綱に規定する相談又は通報を行おうとする者（職員等を除く。）をいう。
- 六 相談 職員等又は都民等が、通報処理の仕組み、第3条に規定する特定行為に該当するか否か等について、第7条に規定する公益通報窓口に対し助言をを求めることをいう。
- 七 法令違反行為 法令（条例、規則及び訓令を含む。以下同じ。）に違反する行為をいう。

- 八 業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為 職務の遂行に当たって、あらかじめ定められた要綱、要領その他業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為をいう。
- 九 法令違反につながるおそれのある行為 行為の態様が法令の趣旨及び目的に反し、放置しておくとならば法令の違反につながるおそれがある行為をいう。
- 十 受付 第7条に規定する公益通報窓口が、相談を受けること又は第5条に規定する通報を受け取ることをいう。
- 十一 被通報者 法令違反行為等を行った又は行っていると通報された者をいう。

（職員通報）

第3条 職員等は、局等の事務又は事業に係る職員の行為（職員の私生活上の行為を除く。以下「特定行為」という。）が次の各号のいずれかに該当すると思料する場合に、第5条第1項第一号又は第2項に規定する窓口に通報すること（以下「職員通報」という。）ができる。

- 一 法令違反行為
- 二 業務に関する規程又は職務上の命令に違反する行為
- 三 法令違反につながるおそれのある行為

（都民通報）

第4条 都民等は、特定行為が前条第一号に該当すると思料する場合に、次条第1項第二号又は第2項に規定する窓口に通報すること（以下「都民通報」という。）ができる。

（通報の窓口）

第5条 通報（職員通報及び都民通報をいう。以下同じ。）は、次の区分に応じ、当該各号に掲げる窓口で受け付けるものとする。

- 一 職員通報 局窓口（局等において人事を主管する部長（以下「人事主管部長」という。）が、所属する局等に設置する窓口をいう。以下同じ。）及び全庁窓口（総務局コンプライアンス推進部をいう。以下同じ。）
 - 二 都民通報 全庁窓口
- 2 人事主管部長は、局窓口には課長代理級を含む複数の担当者を置く。
 - 3 第1項に規定するもののほか、弁護士が担当する窓口（以下「弁護士窓口」という。）を設置し、通報を受け付けるものとする。
 - 4 弁護士窓口の業務を担当する弁護士（以下「担当弁護士」という。）は、弁護士窓口の業務に必要な識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
 - 5 担当弁護士の任期は、1年とする。
 - 6 担当弁護士は、再任することができる。

（相談及び通報の方法）

第6条 職員等は、局窓口及び全庁窓口に対しては電子メール、ファクシミリ、郵送、電話又は面談により、弁護士窓口に対しては電子メール又はファクシミリにより、相談又は通報をすることができる。

2 都民等は、全庁窓口又は弁護士窓口に対して、電子メール又はファクシミリにより相談又は通報をすることができる。

3 相談する者（以下「相談者」という。）又は通報する者（以下「通報者」という。）は、相談又は通報を行う場合は氏名を明らかにする。ただし、第8条第1項第二号の規定に該当する場合には限り、匿名により相談又は通報をすることができる。

（通報の受付）

第7条 公益通報窓口（局窓口、全庁窓口及び弁護士窓口をいう。以下同じ。）は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項について通報者に確認するものとする。ただし、通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

- 一 通報者の氏名、所属及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス又は住所若しくは居所）
- 二 被通報者の氏名
- 三 通報者と被通報者との関係
- 四 通報の内容となる具体的かつ客観的な事実及び関係する法令等
- 五 前号の事実を裏付ける資料等の有無及びその名称等
- 六 その他必要と認められる事項

2 全庁窓口及び弁護士窓口は、通報を受け付けたときは、次に掲げる事項を通報者に説明するものとする。ただし、通報者が自らの個人情報の秘匿を必要としない旨申し出た場合、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

- 一 通報に関する秘密が保持されること。
- 二 通報者の氏名、住所、所属、連絡先その他の個人が特定される情報（以下「個人情報」という。）が保護されること。
- 三 通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないこと。
- 四 通報受付後の手続に関すること。
- 五 その他必要と認められる事項

3 局窓口は、通報を受け付けたときは、全庁窓口へ速やかに回付する。

（公益通報の受理）

第8条 全庁窓口は、前条第1項の規定により受け付けた通報が、次に掲げる要件をすべて満たす通報（以下「公益通報」という。）である場合は、当該公益通報を受理するものとする。

- 一 苦情、要望、意見又は相談（公益通報窓口以外の窓口で受け付けること等によって処理を図ることが適当と認められるものを含む。）ではないこと。
- 二 通報対象事実（職員等の通報に係る特定行為が第3条第1項各号のいずれかに該当すること又は都民等の通報に係る特定行為が同項第1号に該当することをいう。以下同じ。）を具体的かつ客観的に指摘しているものであること。
- 三 過去に行われた同一の通報者からの同一の趣旨の通報ではないこと。
- 四 通報受付時に、関係する局等が当該通報の対象となった事実に対応していないこと。
- 五 訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁その他の手続によって解決又は処理を図ることが適当と認められないこと。
- 六 内容が具体的かつ客観的で、十分な調査を行うことができるものであること。
- 七 是正措置を講じることができるものであること。

2 全庁窓口は、公益通報に該当しない通報のうち、その内容について、通報内容に係る事業を所

管する局等の局窓口（以下「所管局窓口」という。）に通知する必要があると認められる通報については、所管局窓口に情報を提供し、その後の対応等について報告を求めることができる。

- 3 弁護士窓口は、受け付けた通報が、第1項第一号から第三号までの全てに該当する場合は通報者の個人情報秘匿した上で、速やかに全庁窓口へ報告し、これらの号のいずれかに該当しない場合は公益通報に該当しない旨を通報者に通知することとするが、公益通報に該当しない通報のうち、その内容について、全庁窓口へ報告する必要があると認められる通報については、当該通報について全庁窓口へ情報を提供するものとする。ただし、通報者が個人情報の保護を要しない旨を申し出たときは、当該個人情報を秘匿することなく報告するものとする。
- 4 全庁窓口は、前条第3項により局窓口から回付された通報及び前項の規定により弁護士窓口から報告された通報について、第1項の規定により公益通報を受理する。
- 5 全庁窓口は、次に掲げるいずれかの事項を、通報者（匿名の場合を除く。）に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、弁護士窓口が受け付けた公益通報については、担当弁護士を通じて通知するものとする。
 - 一 公益通報として受理し、調査を行うこと。
 - 二 公益通報として受理したが、調査を行わないこと及びその理由
 - 三 公益通報として受理しないこと及びその理由

（調査の実施等）

第9条 全庁窓口は、受理した公益通報のうち、複数の局に関係する事案、東京都又は局等全体に影響を及ぼす重要な事案、措置に緊急を要する事案等については、局窓口と連携して調査を行う。

- 2 前項に規定するもののほか、全庁窓口は、受理した公益通報について、所管局窓口に対して、必要な調査を実施するよう通知する。
- 3 所管局窓口は、前項の通知に基づき、当該通知を受けた後遅滞なく調査を実施する。
- 4 前項の調査は、通報者の秘密の保持に配慮しつつ、被通報者その他の関係者からの事情聴取その他の必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 5 所管局窓口は、調査結果の報告に当たって、全庁窓口へ協議するものとする。
- 6 全庁窓口は、所管局窓口の調査結果につき、必要な助言及び指導等を行う。この場合において、担当弁護士に意見を求めることができる。
- 7 全庁窓口は、所管局窓口の調査結果につき、関係者の秘密の保持に十分に留意しつつ、通知を希望する通報者に通知する。ただし、弁護士窓口が受け付けた公益通報については、担当弁護士を通じて通知するものとする。

（是正措置の実施等）

第10条 所管局窓口は、調査の結果、通報対象事実があると認められた場合は、速やかに是正措置及び再発防止策（以下「是正措置等」という。）を講じるとともに、必要に応じて、関係者に対する懲戒処分等の手続を行うものとする。

- 2 全庁窓口は、所管局窓口の是正措置等につき、必要な助言及び指導等を行う。この場合において、担当弁護士に意見を求めることができる。
- 3 所管局窓口は、調査中であっても、緊急かつ必要な措置を講じなければならない場合は、直ちに、通報対象事実に係る行為の中止その他の措置を講じる。
- 4 所管局窓口は、是正措置等を講じるときはその内容について、是正措置等を講じない場合はそ

の理由について、必要に応じて全庁窓口及び担当弁護士の意見を聴くことができる。

- 5 所管局窓口は、是正措置等を講じた場合は事実関係及び是正措置等の内容等を、通報対象事実があると認められなかった場合又は調査を尽くしても当該事実の存否が明らかにならなかった場合はその旨を、関係者の秘密の保持に十分に留意しつつ、全庁窓口に遅滞なく報告するものとする。
- 6 全庁窓口は、前項の報告につき、関係者の秘密の保持に十分に留意しつつ、通知を希望する通報者に通知するものとする。ただし、弁護士窓口が受け付けた公益通報については、担当弁護士を通じて通知するものとする。

（相談の対応）

第11条 相談を受けた公益通報窓口は、相談者の秘密の保持及び個人情報の保護に留意しつつ、相談の内容に応じて助言を適切に行うとともに、相談者の秘密は保持されること、個人情報は保護されること及び相談者が不利益な取扱いを受けないことを、相談者に対し説明する。

（通報者等の保護等）

- 第12条 相談者又は通報者は、相談又は通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
- 2 この要綱に定める事務に従事する者は、相談者、通報者その他関係者の秘密の保持に十分留意し、知り得た秘密及び個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（局長等の責務）

- 第13条 局長等（東京都組織規程第9条第1項に定める局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長、中央卸売市場長、労働委員会事務局長及び収用委員会事務局長をいう。以下同じ。）は、相談又は通報があった場合は、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。
- 2 局長等は、職員等が、相談又は通報をしたことを理由として、当該局等の事業に従事する職場で不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

（職員等の責務）

- 第14条 職員等は、虚偽の通報、他人をひぼう中傷する通報、他人の業務を妨害する通報その他の不正の目的の通報をしてはならない。
- 2 職員等は、他人の正当な利益又は公共の利益を害する通報をしないよう努めなければならない。
 - 3 被通報者その他の関係者は、所管局窓口が行う調査に協力しなければならない。また、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けない。
 - 4 職員は、他の任命権者が所管する通報内容の関係者である場合は、当該他の任命権者の公益通報窓口が行う調査に協力しなければならない。

（利益相反関係の排除）

第15条 通報への対応に関与する職員及び公益通報窓口の担当者（第5条第2項に規定する担当者及び全庁窓口の担当者をいう。）は、自ら当事者となっている案件に関する通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報への対応に関与してはならない。

- 2 通報への対応に関与する者は、通報への対応の各段階において、相互に当該通報に利益相反関係を有していないか確認するものとする。
- 3 公益通報に係る調査等の対応に着手しようとする者は、当該案件について自らが利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに所管局窓口はその旨を伝えなければならない。

(公表)

第16条 全庁窓口は、毎年度、公益通報に関する処理の状況について、インターネットの利用その他の適切な方法によりその概要を公表するものとする。

(全庁窓口による調整)

第17条 全庁窓口は、局窓口に対し、第9条第6項及び第10条第2項に規定する事項のほか、必要な助言及び指導等を行う。この場合において、担当弁護士に意見を求めることができる。

(他の任命権者)

第18条 全庁窓口は、第7条及び第8条に規定する事務について、他の任命権者から委任された場合は、当該委任に基づき、当該他の任命権者が所管する事業に係る通報を処理する。

- 2 全庁窓口は、この要綱に規定する事務について、他の任命権者との連絡調整等を行う。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項は、総務局コンプライアンス推進部長が別に定める。

附 則（平成18年3月17日付17総人人第1132号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日付21総人人第2052号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日付24総人人第1547号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年10月21日付28総監第208号）

- 1 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に委嘱される担当弁護士の任期については、第8条第3項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則（平成29年4月1日付28総監第376号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月29日付29総ココ第508号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

東京都コンプライアンス推進委員会設置要綱

28総監第421号

(設置)

第1条 コンプライアンスの取組を全庁的に推進するため、東京都コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 コンプライアンス 単に法令（条例、規則等を含む。）を遵守することにとどまらず、都庁組織における要綱、通知、ルールや社会規範を遵守することも包含するもの
- 二 監察 東京都服務監察規程（昭和47年訓令第163号）第4条第3号及び第4号に規定する監察並びに第12条に規定する局長等の服務点検をいう。
- 三 検査 東京都会計事務規則（昭和39年規則第88号）第129条に規定する自己検査及び第134条に規定する会計管理者の検査、東京都物品管理規則（昭和39年規則第90号）第60条に規定する自己検査及び第65条に規定する会計管理者の検査並びに東京都会計事務自己点検実施要綱（平成14年出会第699号）に基づく自己点検をいう。
- 四 監察等 第2号に規定する監察及び前号に規定する検査をいう。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。

- 一 コンプライアンス推進に係る基本的な方針に関すること。
- 二 コンプライアンス推進に係る当該年度の取組に関すること。
- 三 監察等の結果の共有及び課題の検討に関すること。
- 四 その他コンプライアンスの推進に関すること。

(構成等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、総務局を担当する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる局長等の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、副委員長である総務局長がその職務を代理する。

- 6 委員長は、必要に応じて、委員会を招集し、委員会を主宰する。
- 7 委員会は、別表 1 に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者を委員に指名することができる。
- 8 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(局委員会)

第 5 条 委員会のほか、各局にそれぞれの局ごとにコンプライアンス推進について検討する局コンプライアンス推進委員会を置く。

(制度部門幹事会)

第 6 条 委員会に、制度部門幹事会を置く。

- 2 制度部門幹事会の所掌事項は、次の各号のとおりとする。
 - 一 監察等の実施に係る調整に関すること。
 - 二 監察結果の検証及び結果への対応に関すること。
 - 三 委員会の審議事項の整理に関すること。
 - 四 その他コンプライアンスの推進に向けた企画の調整に関すること。
- 3 制度部門幹事会は、別表 2 に掲げる職にある者をもって構成し、制度部門幹事長は総務局コンプライアンス推進部長の職にある者をもって充てる。
- 4 制度部門幹事会は、制度部門幹事長が招集し、主宰する。
- 5 制度部門幹事会は、別表 2 に掲げる者のほか、制度部門幹事長が必要と認める者を制度部門幹事会に加えることができる。
- 6 制度部門幹事長は、必要があるときは、制度部門幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(汚職等防止部会)

第 7 条 委員会に、汚職等防止部会（以下「防止部会」という。）を置き、重大事故発生時における職員の汚職等の再発防止に関することを所掌する。

- 2 防止部会は、別表 3 に掲げる職にある者をもって構成し、部会長は総務局を担当する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 防止部会は、部会長が招集し、主宰する。
- 4 防止部会は、別表 3 に掲げる者のほか、部会長が必要と認める者を防止部会に加えることができる。
- 5 部会長は、必要があるときは、防止部会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 部会長は、防止部会の審議事項を整理するため、防止部会に汚職等防止部会幹事会（以

下「防止部会幹事会」という。)を設置する。

- 7 防止部会幹事会は、別表4に掲げる職にある者をもって構成し、汚職等防止部会幹事長(以下「防止部会幹事長」という。)は総務局コンプライアンス推進部長の職にある者をもって充てる。
- 8 防止部会幹事会は、防止部会幹事長が招集し、主宰する。
- 9 防止部会幹事会は、別表4に掲げる者のほか、防止部会幹事長が必要と認める者を防止部会幹事会に加えることができる。
- 10 防止部会幹事長は、必要があるときは、防止部会幹事会の構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(その他の部会等)

第8条 委員長は、必要な事項を調査、検討するため、部会等を設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務局コンプライアンス推進部において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、総務局コンプライアンス推進部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 汚職等防止委員会設置要綱(56総人職第301号)は、廃止する。

別表1 推進委員会委員(第4条関係)

副知事
教育長
政策企画局長
青少年・治安対策本部長
総務局長
財務局長
主税局長
生活文化局長
オリンピック・パラリンピック準備局長
都市整備局長

環境局長
福祉保健局長
病院経営本部長
産業労働局長
中央卸売市場長
建設局長
港湾局長
会計管理局長
交通局長
水道局長
下水道局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
労働委員会事務局長
収用委員会事務局長
消防総監

別表2 制度部門幹事会構成員（第6条関係）

総務局コンプライアンス推進部長
 総務部文書課長
 行政改革推進部行政改革課長
 情報通信企画部企画課長
 人事部人事課長
財務局契約調整担当課長
生活文化局広報広聴部情報公開課長
会計管理局会計企画課長

別表3 汚職等防止部会構成員（第7条関係）

副知事
教育長
政策企画局長
総務局長
財務局長
交通局長
水道局長

下水道局長

別表 4 汚職等防止部会幹事会構成員（第 7 条関係）

政策企画局総務部長

総務局総務部長

人事部長

コンプライアンス推進部長

財務局経理部長

交通局総務部長

水道局総務部長

下水道局総務部長

教育庁総務部長

6 自律的な取組

(1)適正な公文書管理

(2)公金支出情報の公開

テーマ

適正な公文書管理

制度概要

- 平成 11 年に「東京都情報公開条例」及び「東京都文書管理規則」を公布し、翌 12 年 1 月に同時に施行
情報公開制度が適切に運営される前提として、公文書の適正な管理が必要であることから、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを「東京都文書管理規則」で規定している。

従前の取組及び課題

1 従前の取組

- 東京都文書管理規則に基づき、文書を管理

2 課題

- 文書の管理及び保存の不徹底
文書が適切に管理・保存されていない。
- 意思決定過程の記録が、各職員個人の判断に依存
意思決定に至る過程が、文書として明確に残っていない。

取組内容・取組成果

1 実施日及び取組内容

平成 28 年 12 月 16 日	「文書管理の徹底について（通知）」を各局等に通知し、現行の文書管理に関するルールを改めて周知
平成 29 年 3 月 24 日	東京都情報公開・個人情報保護審議会に「東京都公文書の管理に関する条例（案）」の概要を説明
3 月 30 日	「東京都文書管理規則」及び「東京都文書管理規則の解釈及び運用について（依命通達）」を一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）
4 月 7 日	パブリックコメントの実施（4 月 26 日まで）
5 月 25 日	条例案をプレス発表
6 月 7 日	第二回都議会定例会で可決
6 月 14 日	公布（平成 29 年 7 月 1 日施行）

2 取組成果

- 意思決定過程の記録化を推進【平成 29 年 4 月から実施】
意思決定に関わる重要な会議について、「議事要旨」の作成を義務付け
- 保存期間のルールの見直し【平成 29 年 4 月から実施】
資料文書の保存期間を最長 3 年から 10 年まで延長
- 廃棄手続の厳格化【平成 29 年 4 月から実施】
重要な文書等については、廃棄の手続時に所管課長以外の者（庶務主管課長又は局長が別に定めた者）が関与（廃棄文書のダブルチェック）
- 条例によって新たに導入した公文書の管理状況の点検等を実施【平成 29 年 9 月以降】

今後の取組

- 引き続き、公文書の管理状況の点検・報告制度等を活用しながら、適正な公文書管理を推進

テーマ

公金支出情報の公開

制度概要

○情報公開の取組の一環として、都政を「見える化」し、「都民ファースト」の都政を実現するため、都の全庁の公金支出情報を公開する。

- ・情報公開ポータルサイトの中に、全会計の公金支出情報にアクセスするためのリンクを設置
- ・一般会計、特別会計、公営企業会計といった全27会計の年間約70万件の支出情報について「支出部署」「支払日」「支出科目」「支出件名」「支払額」などの情報を一件ごと一括して公開
- ・個人情報保護等の観点から、公開する件名に留意する等、公開方法を検討・調整
- ・今年4月から関係システムの改修に着手し、平成29年9月から公開

【効果】

- ・ホームページ上に公開するため、都民の皆様からお預かりした税金がどのように活かされているかを容易に閲覧できる
- ・職員の意識向上が図られ、税金の有効活用「ワイズ・スペンディング」にも資する

従前の取組及び課題

○公金支出1件ごとの情報を公開している自治体はいくつかあるが、都においては、こうした取り組みは行われていない。

取組内容・取組成果

- 平成29年2月10日 公金支出情報公開概要説明会（情報提供）の開催
各局経理担当者を対象に、公金支出情報公開に関する概要や今後のスケジュールを説明
- 平成29年2月27日 公金支出情報公開に係る公営・準公営企業会計への情報提供の開催
システムが異なる公営・準公営企業会計の担当者を対象に、一般会計の公開に係る公開項目やマニュアル（案）等を提示し、各会計での今後の検討材料となるよう情報提供を実施
- 平成29年3月23日 公金支出情報公開説明会の開催
各局経理担当者及び情報公開担当者を対象に、公金支出情報公開に関する要綱及びマニュアルを説明し、各局内での周知を依頼

今後の取組

- 平成29年4月～：システム改修・検証
- 平成29年9月～：ホームページ上に公開開始（平成29年7月分データより）



平成 29 年 9 月 1 日
会 計 管 理 局

公金支出情報の公開について

東京大改革の一丁目一番地である情報公開の一環として、「一般会計」、「特別会計(15会計)」、「公営企業会計(11会計)」の全27会計(年間約70万件分)の『公金支出情報』を、本日より一件ごとに公開しますので、お知らせします。

1 基本的な考え方

- お預かりした税金が、どのように活かされているのか知っていただく
- 職員の意識向上が図られ、賢い支出(ワイズ・スペンディング)に資する

2 公開内容

(1) 公開方法

- 情報公開ポータルサイトに、全会計の公金支出情報にアクセスするリンクを設置
URL : <http://www.metro.tokyo.jp/tosei/johokokai/portal/index.html#koukin>
- 「一般会計」と「特別会計」の支出情報は、会計管理局のホームページで公開
(Excel 及び PDF 形式で掲載)
- 「公営企業会計」の支出情報は、各会計所管局により同様に公開

(2) 項目

- ・ 支出部署 ・ 支払日 ・ 支出科目 ・ 支払内容(件名) ・ 支払額
- ※給与関係費等については支払総額を公開

3 公開開始日

平成 29 年 9 月 1 日 (金) 15 時より

【問合せ先】 会計管理局管理部会計企画課
電話 03-5320-5927